



神奈川県児童相談所における  
性的虐待調査報告書(第5回)

令和5年3月

神奈川県中央児童相談所

はじめに

神奈川県では、平成 16 年度から継続的に性的虐待調査を実施してきました。今回は、第 5 回目として、前回の調査以降となる平成 29 年度から令和 3 年度の 5 年間に受理した事例について、調査を行いました。

今回は、二部構成とし、第一部は、全事例を対象にした実態調査、第二部は、系統的全身診察を実施した事例について、担当者へのアンケート調査を行いました。第一部では、日頃から、虐待対応をはじめとする業務に追われている職員に負担をかけず、なおかつ、今後も継続的に定点調査ができる項目は何かを検討するところから始めました。第二部では、系統的全身診察を実施した事例の実態を調査することで、実施に当たっての課題などを考える機会の一つとすることを目的としました。

性的虐待の対応、支援においては、神奈川県では早くから「司法面接のスキルを使った被害確認面接」に取り組んできました。平成 28 年には、三機関協同面接が実施されるようになり、「子どもの被害を聴く」方法も変わってきています。他機関と協同で取り組むということは、児童相談所として、子どもの福祉という視点で考えている対応や支援について、発信しながら協同していくことが求められています。

性的虐待に限らず、虐待対応には、福祉、医療、司法等、様々な角度からの分析と子ども自身や保護者へのアプローチが必要となります。その中でも、子どもにとって、何がより良い支援となるのか、時に立ち止まり、悩み、考えながら支援していくことが大事であると考えます。

今回の調査報告書が、児童相談所の職員が性的虐待対応について、考える一つの機会となるとともに、子どもやその家族の支援に少しでも役立つことを願っています。

令和 5 年 3 月

神奈川県中央児童相談所  
所 長 栗 山 仁

## 目次

1 調査目的	1
2 調査方法	1
(1) 調査対象	1
(2) 調査期間	1
(3) 調査方法	1
(4) 調査設問数	1
(5) 調査設問数に関する留意点	1
3 第一部「実態調査」	2
(1) 調査対象と分析対象	2
(2) 子どものプロフィール	2
(3) 虐待の内容	5
(4) 発見	7
(5) 支援	9
(6) 専門的支援（被害事実確認面接等）	13
4 第二部「系統的全身診察実施ケースの担当者アンケート」	15
(1) 系統的全身診察実施ケースの特徴	15
(2) 系統的全身診察の実施理由と子どもへの説明について	17
(3) 系統的全身診察の本人へ影響及び効果	18
(4) 担当者の「実施して良かった点」「困った点」	19
(5) 系統的全身診察実施ケースの支援について	20
(6) 子どもの症状について	23
5 考察	24
(1) 第一部「実態調査」結果について	24
(2) 第二部「系統的全身診察実施ケースの担当者アンケート」結果について	25
【コラム】 系統的全身診察を実施して — 性被害を考える	29
資料1 第一部「実態調査」質問票	
資料2 第一部「実態調査」最終項目一覧	
資料3 第二部「系統的全身診察に関するアンケート」質問票	

## 1 調査目的

本調査は、性的虐待の早期発見、早期介入や受理後の対応に関する取組を向上させるために、性的虐待の特徴を把握し、支援する上での課題を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査方法

### (1) 調査対象

平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間に神奈川県児童相談所が受理した事例のうち、かながわ児童相談所情報ネットワークシステム<sup>1</sup>(以下、「児相システム」という)から、性的虐待・性被害の情報が検索できた事例を対象とした。具体的には、①「相談種別」が「性的虐待」の事例、②「相談内容」の「従たる虐待種別」が「性的虐待」の事例、③「虐待に関する情報」で「保護者以外の者による虐待種別」が「性的虐待」の事例、④その他、中央児童相談所の虐待対策支援課<sup>2</sup>が性被害の情報を知り得た事例、計 317 件を対象とした。

### (2) 調査期間

担当者アンケート調査：令和 4 年 11 月 10 日～11 月 30 日

担当者アンケート調査集計及び分析：令和 4 年 12 月 1 日～12 月 28 日

児相システム集計及び分析：令和 4 年 7 月 29 日～12 月 28 日

### (3) 調査方法

対象の全 317 件について、虐待対策支援課が「児相システム」や課で保有する資料から情報を読み取った。また、対象事例のうち系統的全身診察<sup>3</sup>を実施した 26 件について、現在も担当者が児童相談所に勤務している 20 件について担当者アンケート調査を実施した。担当者アンケートの回収率は 100%であった。

### (4) 設問数

- ・第一部「実態調査」27 項目
- ・第二部「系統的全身診察実施ケースに関する担当者アンケート調査」23 項目

### (5) 調査設問数に関する留意点

本調査の設問数は、過去に実施した性的虐待調査と比較して少なくなっている。第 3

---

1 かながわ児童相談所情報ネットワークシステム…神奈川県児童相談所で導入されているケース管理のためのデジタルシステムで、児童相談所が受け付けた相談の情報が保存される。

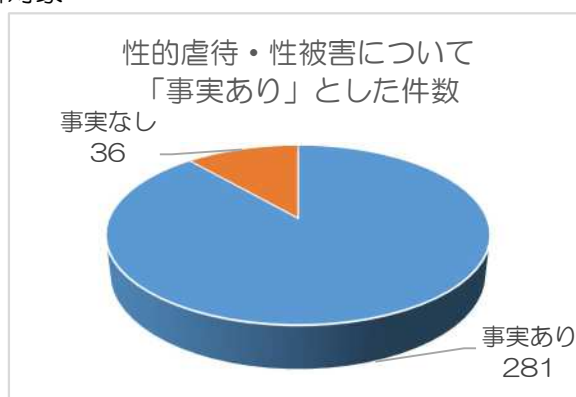
2 虐待対策支援課…神奈川県中央児童相談所に設置された部署。担当事例を持たず、研修や啓発活動、医療や法律等に関する相談、児童虐待対応の推進を図るための研究などを行い、県所管の 6 ヶ所の児童相談所をバックアップする。非常勤弁護士や医師、警察官も配置されている。

3 系統的全身診察…虐待を受けたことが疑われる子どもに対して専門的研修を受けた医師が全身のパーツを 1 つ 1 つ丁寧に問診しながら診察する方法。診察の中で新たな被害が明らかとなったり、子どものボディイメージの回復につながることもある。

回（平成 22 年度実施）の設問数は 72 問、第 4 回（平成 29 年度実施）の設問数は 66 項目であるのに対して、今回は第一部と第二部を合わせても 50 項目である。これは、虐待対応に奔走する現場の担当者にかかる負担を極力減らし、本調査の継続的な実施を考慮したことによるものである。「児相システム」から確実に読み取れる項目を厳選することで正確なデータ収集に努めたが、情報量が減ってしまったことは今後の課題である。

### 3 第一部「実態調査」

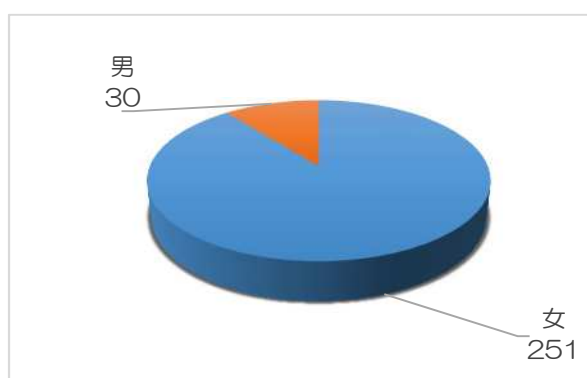
#### (1) 調査対象と分析対象



- ・平成 29 年度～令和 3 年度の間に、神奈川県児童相談所が性的虐待・性被害として受理した全 317 件の中で、調査の結果、「事実あり」としたケースは 281 件（89%）であった。
- ・したがって、第一部「実態調査」では、この 281 件を対象として集計・分析した。

#### (2) 子どものプロフィール

##### ア 性別

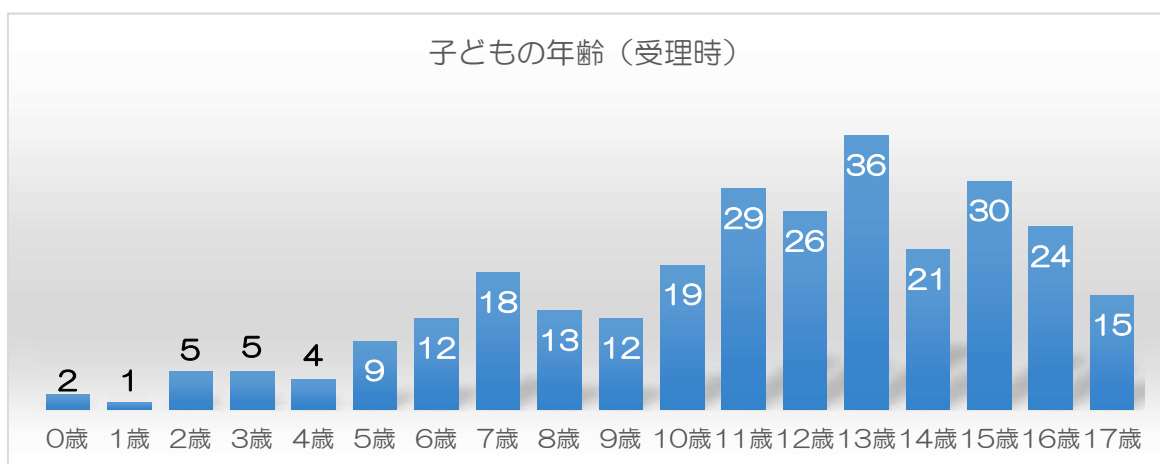


- ・女兒が 251 件（89%）、男児が 30 件（11%）で、女兒が多数を占めた。
- ・男児の虐待内容は、「性器性交」と「身体接触<sup>4</sup>」が 9 件と最も多く、次いで「性行為

4 「身体接触」…虐待者が胸や性器等の体を触る、舐める、性器に指を挿入する、虐待者の性器を触らされる、などの性行為である。第 3 回調査までは「口腔性交」「肛門性交」を含んでいたが、第 4 回調査からはそれらは別項目として調査している。

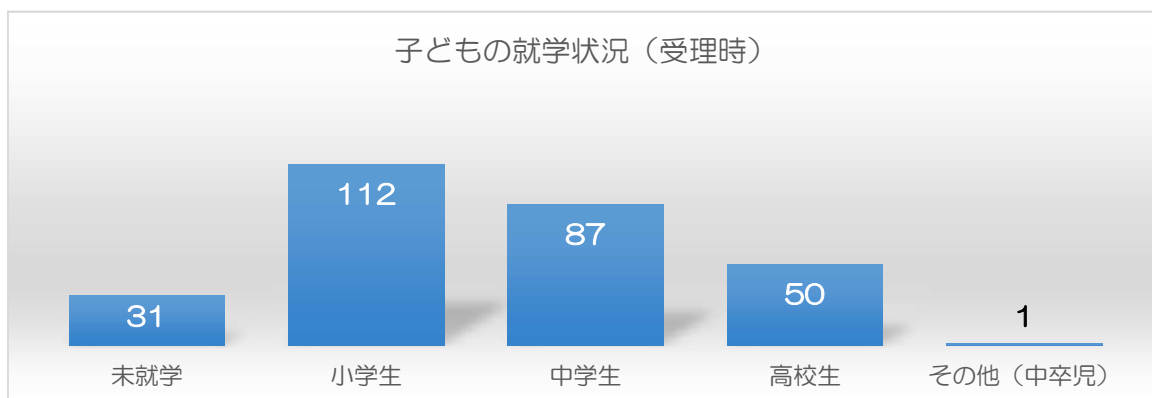
を見せる（5件）」「性的なビデオ・本を見せる（4件）」「口腔性交（3件）」の順で多くなっている。

#### イ 受理時の子どもの年齢・子どもの就学状況



・今回の調査で最も多かった年齢は13歳で、次いで15歳、11歳、12歳と続いている。中学生年齢で受理されることが多い傾向は第1回調査から指摘されているが、今回は11歳、12歳でも多くなっており、小学生高学年から受理件数が増えている傾向が見られる。

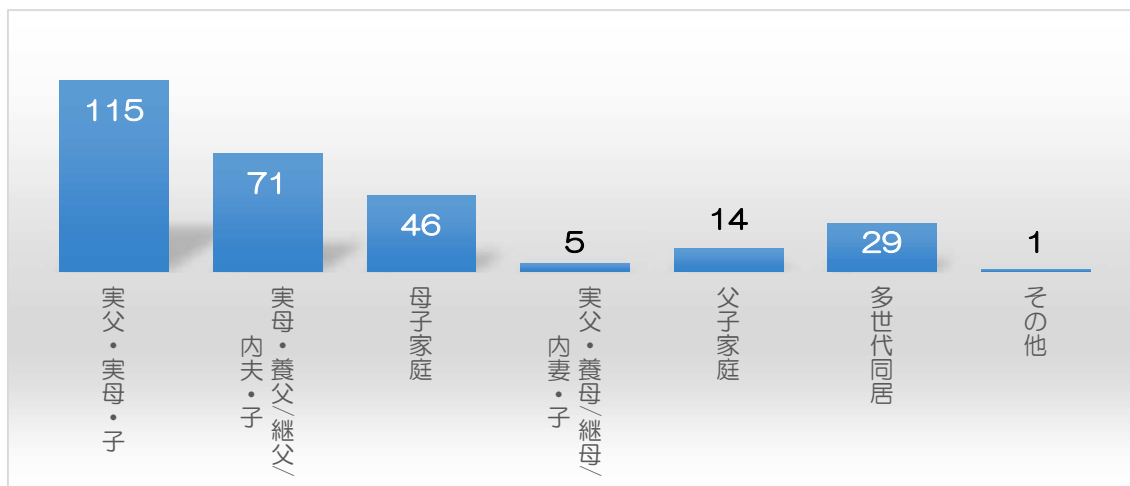
・0歳や1歳といった低年齢の事例の虐待内容は、きょうだいが性的虐待・性被害にあったため一緒に受理されたというケースが多いが、中には「身体接触を伴う性行為」で受理されたケースもあった。



・就学状況別に見ると、小学生が112件（40%）、中学生が87件（31%）、高校生が50件（18%）、未就学（乳幼児）が31件（11%）であった。

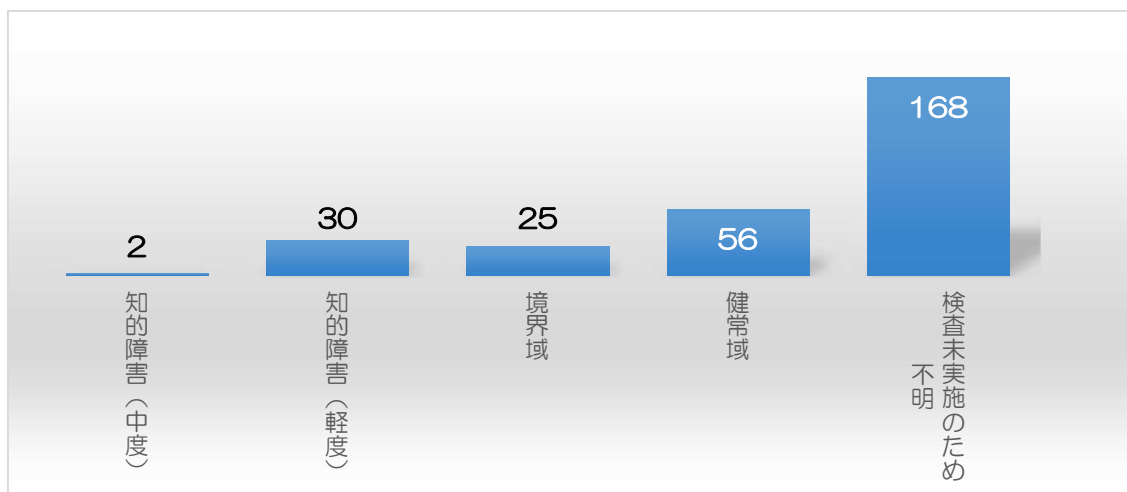
・第4回調査では中学生が最も多かったが、今回は小学生が最も多くなっており、被害の低年齢化が指摘できる。

## ウ 受理時の家族構成



- 家族構成は、実父母家庭が115件（41%）と最も多かった。次いで、実母と養父/継父/内夫家庭が71件（25%）、母子家庭が46件（16%）であった。この傾向は、第4回調査時と変わらない。しかし、実父母家庭での性的虐待・性被害の発生割合が高いからといって「実父母家庭はリスクが高い」とは言えない<sup>5</sup>。
- また、第4回調査と同様、ひとり親家庭での発生割合は高いと言える<sup>6</sup>。

## エ 子どもの知的能力



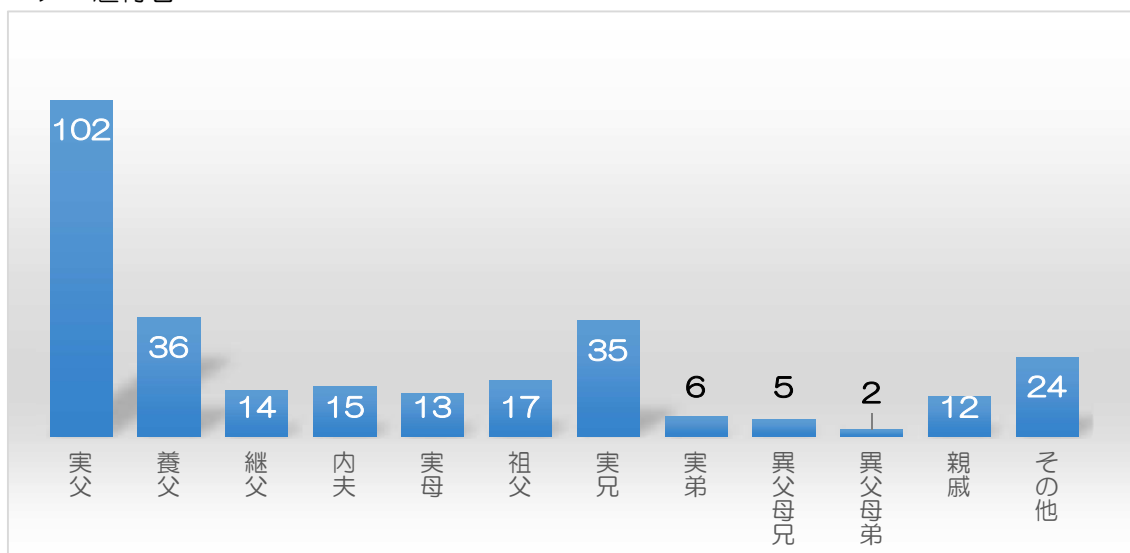
<sup>5</sup> 第4回調査では、その根拠として、厚生労働省の「平成28年度人口動態統計特殊報告『婚姻に関する統計』の概況」を挙げ、初婚が74.4%、再婚が25.6%であるとのデータから再婚家庭は初婚家庭の1/4程度の数値となるはずであるが、本調査の受理件数における再婚家庭での発生割合は初婚家庭の1/2よりも多く（今回調査でも発生割合は同様）、再婚家庭の方が初婚家庭よりも高い割合で性的虐待・性被害が発生しているとしている。

<sup>6</sup> 「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によれば、全国の母子世帯と父子世帯の合計は134.4万世帯であり、令和3年度総世帯数5191.4万世帯（ただしこの数値は、子育て世代以外もすべて含んでいる）との比率は2.6%程度であるが、本調査でのひとり親家庭の割合は、21%であった。

- ・今回調査をした 281 件のうち、児童相談所が知能検査を実施していたのは 113 件（40%）であった。
- ・知能検査をした 113 件のうち、57 件（50%）は知的障害<sup>7</sup>か境界域<sup>8</sup>の知的水準であった。これは、今回調査をした 281 件の 20%に該当した。

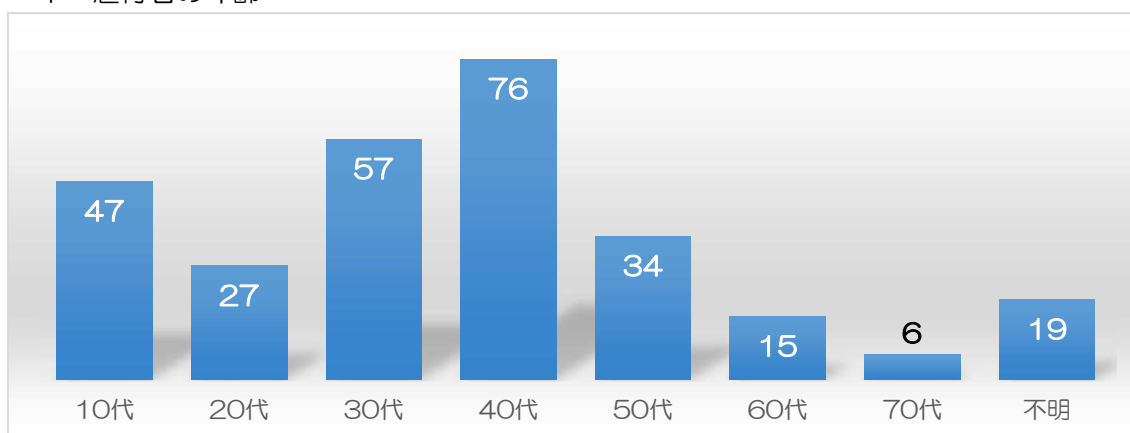
### （3） 虐待の内容

#### ア 虐待者



- ・実父からの虐待が 102 件（36%）と最も多く、次いで養父・継父・内夫が合わせて 65 件（23%）、実兄 35 件（12%）、祖父 17 件（6%）と続いている。
- ・前回と比較すると、実兄からの被害が増えている。きょうだい間の性被害は、48 件（17%）となっている。
- ・「その他」の 24 件の内訳は、「実母の交際相手」が 15 件、「実母の知人」が 2 件、「本児の交際相手・知人」が 2 件、「元継父」「祖母」「祖母の交際相手」「同居人の交際相手」「施設職員」がそれぞれ 1 件であった。

#### イ 虐待者の年齢



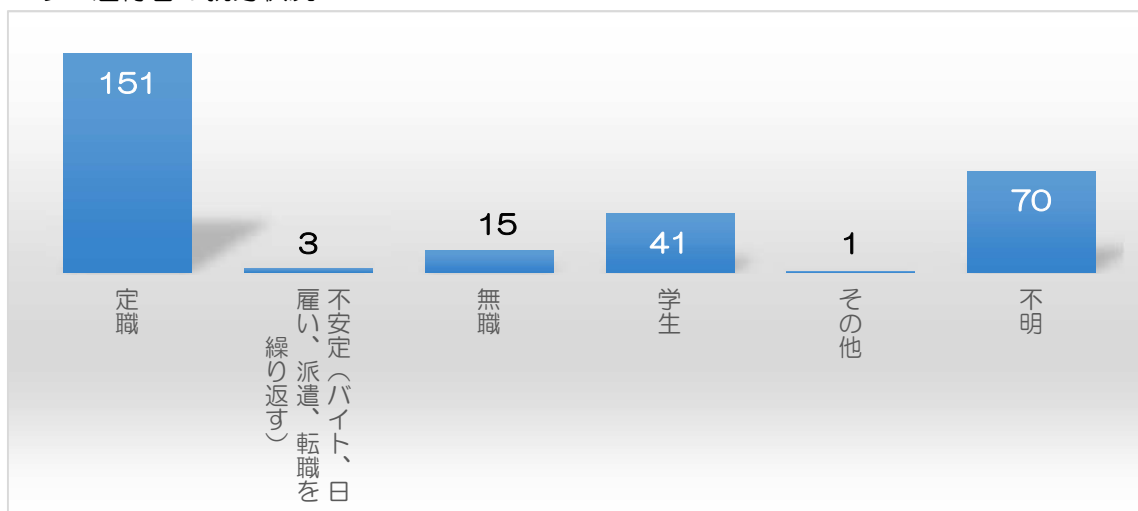
7 「知的障害」…神奈川県で知的障害として療育手帳に該当する概ね知能指数（IQ）75 以下を示した。

8 「境界域」…健常域下位群で、療育手帳に該当しない知能指数（IQ）を示す。



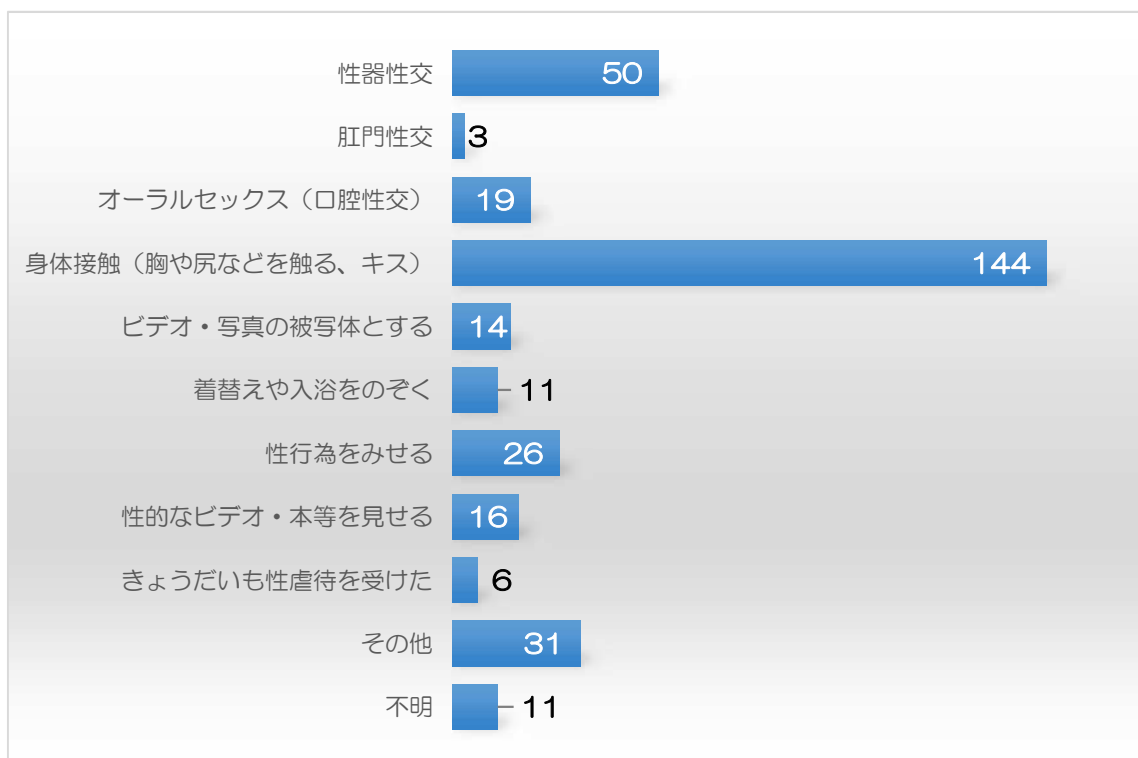
- 虐待者の年齢層は、30～40代が133件（47%）を占めた。
- 30～40代が多い傾向は第3回、第4回調査の結果と同様であった。
- 10代は47件（17%）で、1件以外はきょうだい間性被害であった。

#### ウ 虐待者の就労状況



- 最も多いのは「定職」で151件（54%）であった。
- 虐待者の就労状況が安定している傾向は、第3回、第4回調査結果と同様であった。

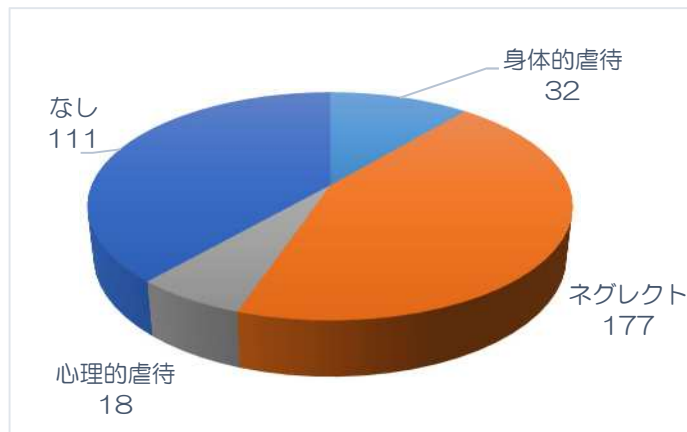
#### エ 虐待内容（複数回答あり）



- 「身体接触を伴う性行為」が144件と最も多く、次いで「性器性交」が50件となっている。

- ・「性器性交」「肛門性交」「口腔性交」の件数は合わせて72件で、実人数では67件であった。これは、調査の結果「事実あり」とした281件のうち23%に該当した。
- ・第4回調査と比較すると若干割合は減っているものの、児童相談所が受理した性的虐待及び性被害の事例のうち、約4人に1人が「性器性交」や「口腔性交」を伴う重篤な被害を受けていることが分かる。
- ・「その他」では、「手淫」「性器を触らせる」が7件と最も多く、次いで「性器を見せる」や「性的な言動」が3件ずつであり、「性交未遂」や「低年齢で性感染症罹患」等もあった。

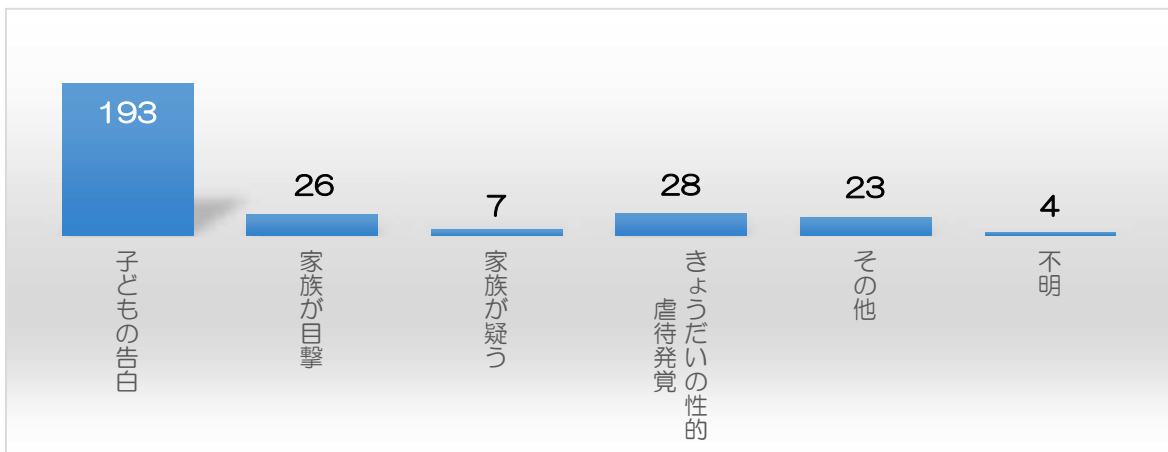
オ 重複する虐待（複数回答あり）



- ・他の種別の虐待も受けていたケースは、177件（61%）であった。内訳は、身体的虐待が32件（11%）、ネグレクトが127件（44%）、心理的虐待が18件（6%）であった。

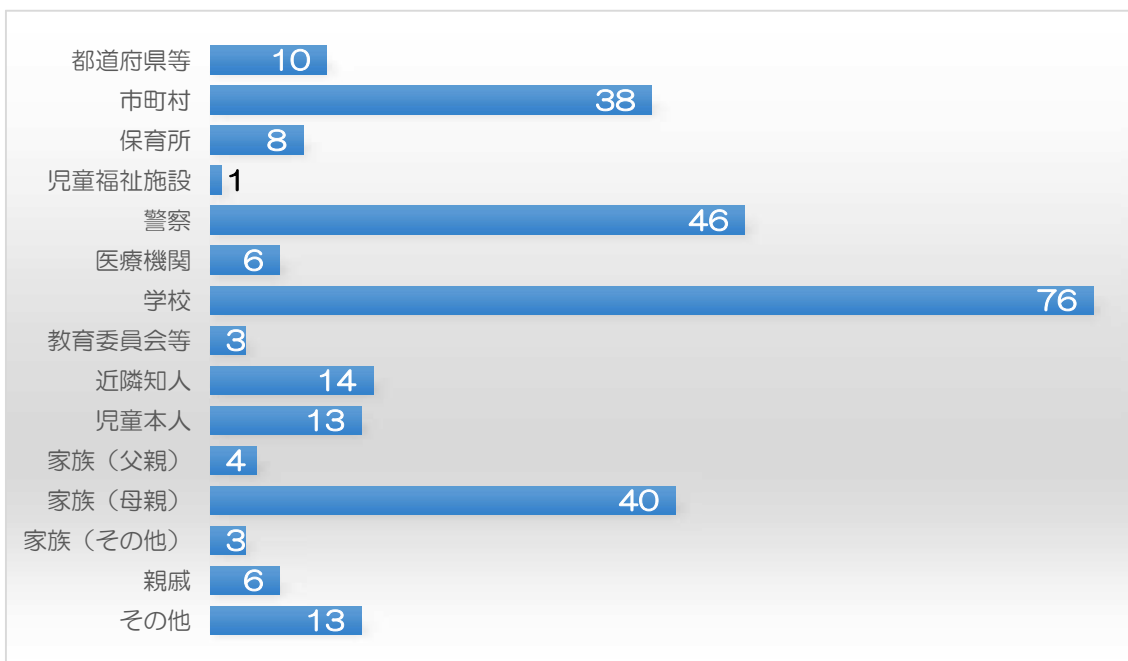
(4) 発見

ア 発見の経緯



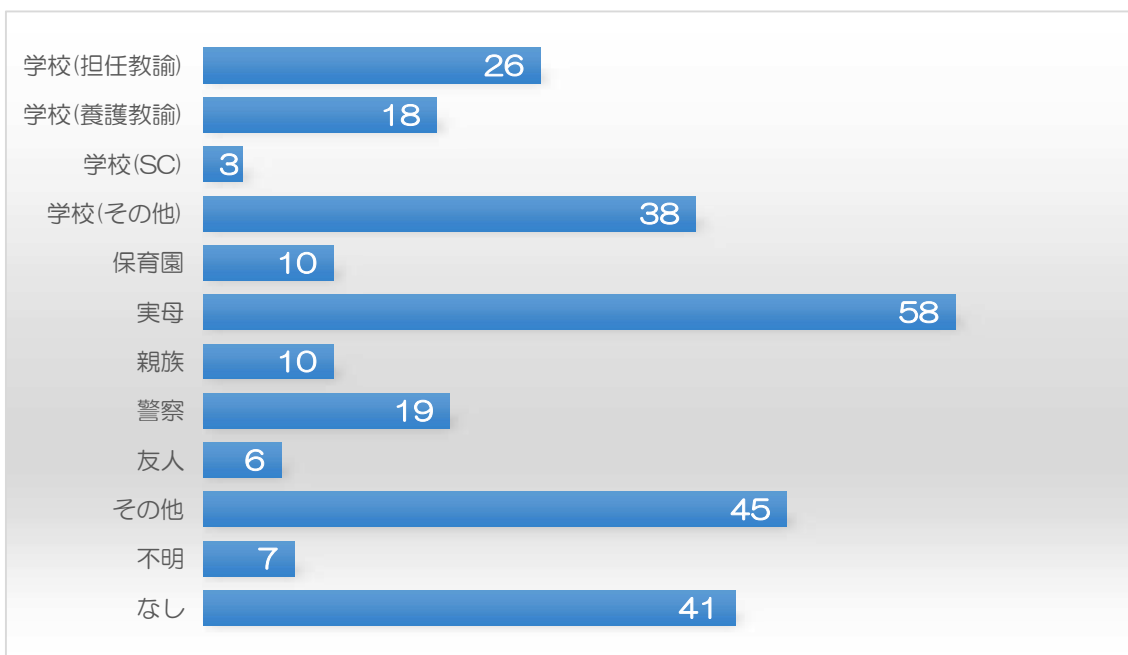
- ・発見の経緯は、「子どもの告白」が193件（69%）を占めた。この傾向は過去の調査と同様であり、「子どもの告白」がないと発見されにくい虐待種別であることが分かる。

## イ 相談経路



- ・相談経路は「学校」が最も多く76件(27%)、次いで「警察」が46件(16%)、「家族(母親)」が40件(14%)、「市町村」が38件(14%)の順であった。
- ・この4種類の経路は、過去の調査でも多くなっているが、第4回調査と比べると「警察」からの受理が増えている。内容としては、被害を知った保護者が警察へ相談に行き、警察から児童相談所への通告となったケースが多く見られる。

## ウ 児童相談所に通告されるきっかけとなった最初の告白相手



- ・通告につながった「子どもの告白相手」は、「実母」が58件(21%)で最も多く、次いで「その他」が45件(16%)、「学校(その他)」が38件(14%)となってい

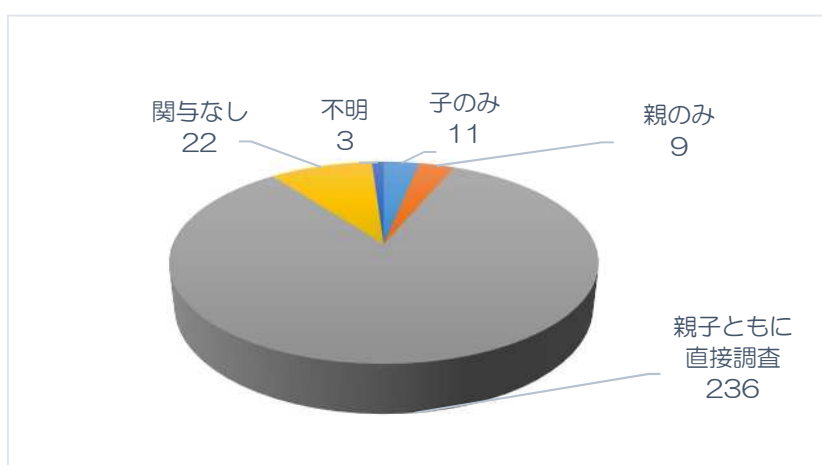
る。

・学校職員は、「担任教諭」「養護教諭」「SC（スクールカウンセラー）」「その他（生徒指導担当やコーディネータ等）」を合わせると 85 件（30%）であり、「子どもの告白相手」として最も多く、この傾向は過去の調査と同様であった。

・「その他」の内訳では、「児童相談所職員」が最も多く 10 件であり、子ども本人からの電話相談の他、一時保護中に開示したというケースが見られた。また、市町村の相談機関、教育相談センター、放課後児童健全育成事業（学童）、放課後等デイサービス、医療機関等といった、子どもが日常的に接している機関の職員への告白が多い。それ以外は「友人の母親」も 3 件あった。

## （5）支援

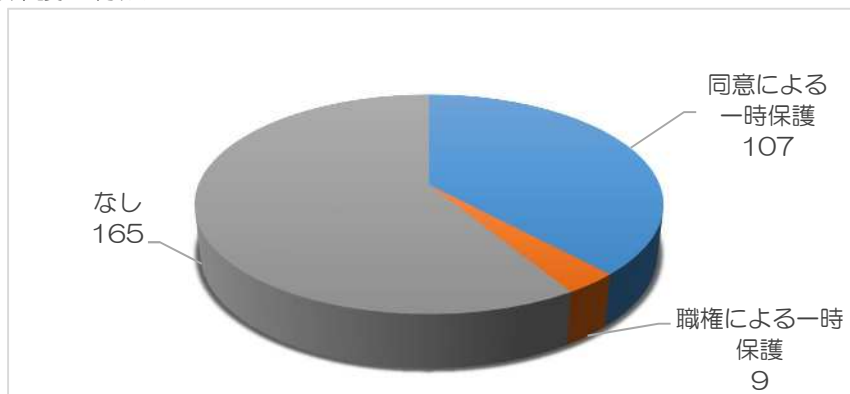
### ア 児童相談所による親子への直接関与



・親子どちらかあるいは両方に直接調査を行った事例は、256 件（91%）であった。

・「関与なし」は、22 件（8%）で、「前の児童相談所で親子に関わっておりその後ケース移管を受けて関係機関の見守りとモニターで対応した」「本人が所管外におりすぐにケース移管をした」や「性行為の目撃について学校が情報をつかんだが、見守り対応とすることになった」など学校との調整の結果関与をしない事例も多かった。事例数としては少ないが、本人の拒否によって見守り対応となった事例もあった。

### イ 一時保護の有無

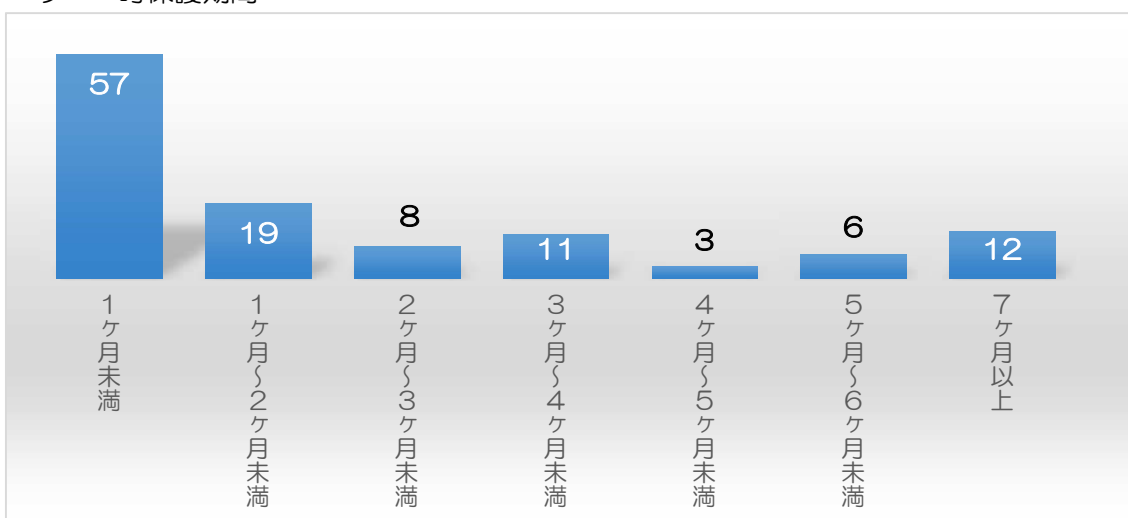


・児童相談所が受理した性的虐待・性被害事例（事実あり）のうち、116 件（41%）が一時保護となっていた。うち 107 件（38%）が保護者の同意による一時保護であ

り、保護者の同意なく一時保護した事例（職権による一時保護）は9件（3％）であった。第4回調査では、一時保護した事例は31％であり、今回調査の一時保護率は高くなっている。

・第4回調査では、保護者の同意なく一時保護した事例は一時保護した事例のうち3割程度であり、今回調査では1割未満であった。なお今回の調査では、一時保護後2ヶ月を超えても同意が得られなかった事例を「職権による一時保護」として計上している。

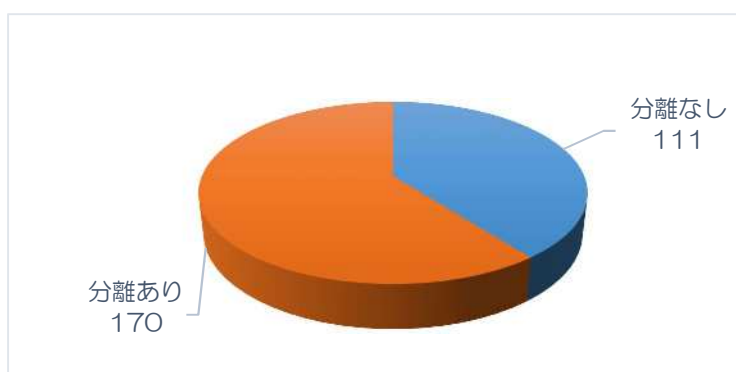
#### ウ 一時保護期間



・一時保護の期間は、「1ヶ月未満」が57件（49%）、「1ヶ月～2ヶ月未満」が19件（16%）であり、一時保護期間が2ヶ月未満の事例は66%であった。

・5ヶ月以上一時保護となった事例は、18件（16%）であった。被害内容を見ると、13件で「性器性交」や「口腔性交」があり、支援内容を見ると「施設措置」が10件となっていた。重篤な被害に遭った事例が多く、子どもの安全を守る環境設定に時間を要したと考えられる。

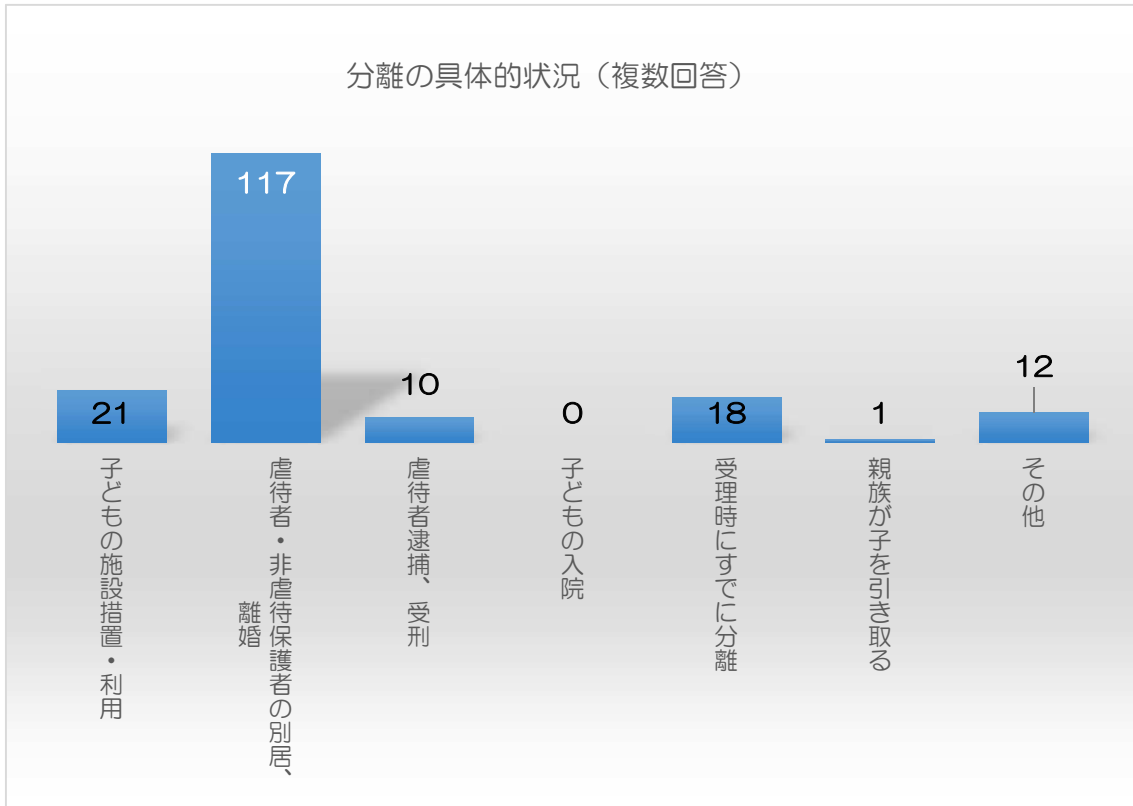
#### エ 虐待者との分離



・終結時（継続事例は調査時<sup>9</sup>）に、虐待者と子どもの分離が行われていた事例は、170

<sup>9</sup> 調査時…児童相談所が指導・支援を継続している事例については、本調査を実施した時点（令和4年7月29日）

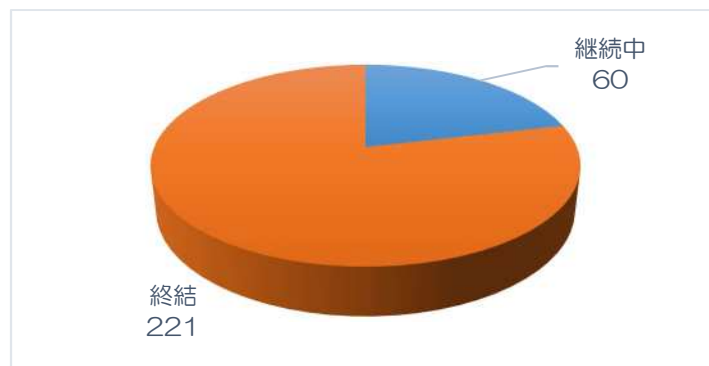
件（60％）であった。第2回調査では56％、第3回調査では69％、第4回調査では78％と少しずつ増加してきていたが、今回の調査では減少している。



・分離した際の状況は、「虐待者・非虐待保護者の別居、離婚」が117件（65％）と最も高かった。次いで「子どもの施設措置・利用」が21件（12％）、「受理時にすでに分離」が18件（10％）となっている。「別居」「離婚」「親戚が引き取る」「すでに分離」のように施設利用をせず、家族構成の変化によって分離した事例が多かった（合計136件、80％）。

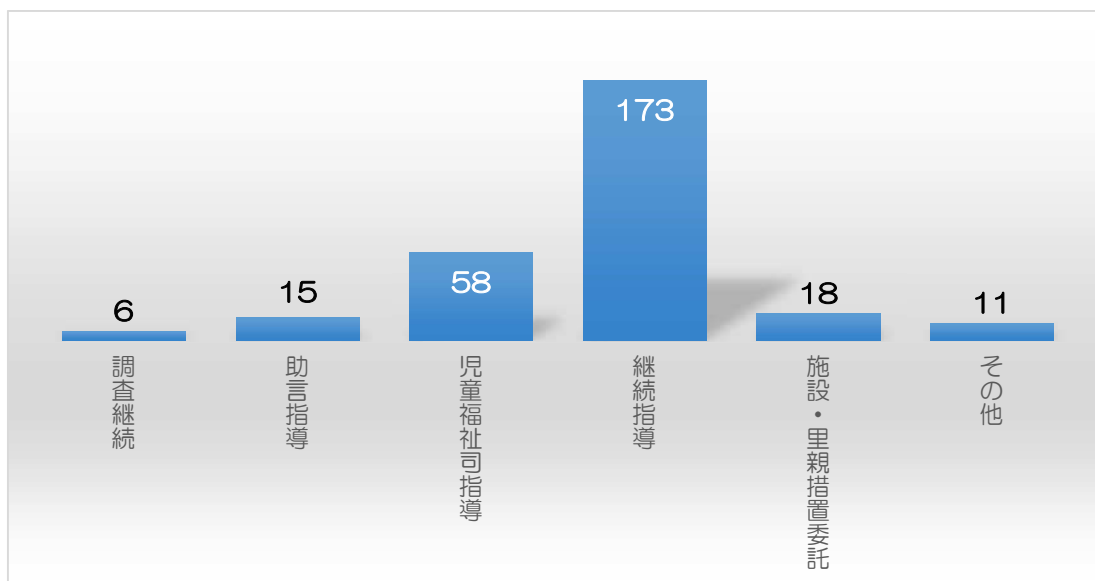
・「虐待者逮捕・受刑」により分離した事例は、170件中10件（6％）であった。

#### オ 支援状況



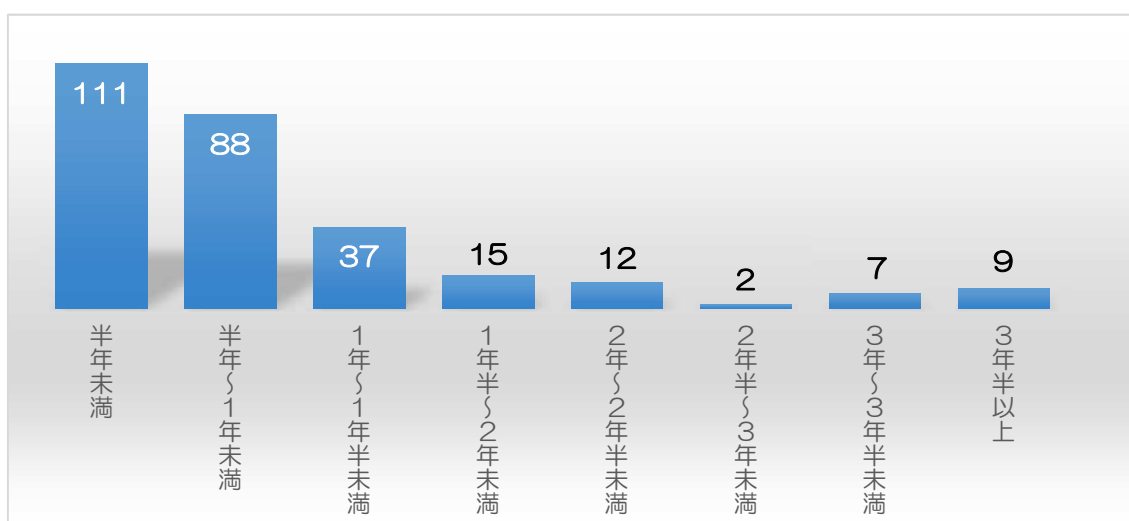
・調査時の支援状況は、継続中の事例が60件（21％）、すでに終結した事例が221件（79％）となっている。

## カ 支援内容



- ・児童相談所の支援で、「継続指導」が最も多く 173 件（62%）であった。
- ・「児童福祉司指導」は 58 件（21%）、「助言指導」は 15 件（5%）であり、第 4 回調査と比較すると、「助言指導」の割合がやや減少し、「児童福祉司指導」が増加していた。
- ・「その他」については 11 件（4%）であり、内容としては他自治体へのケース移管が多かった
- ・なお、「支援内容」は児相システムから情報収集する都合上、最終の支援状況（終結時はその直前、継続事例は調査時）を計上している。

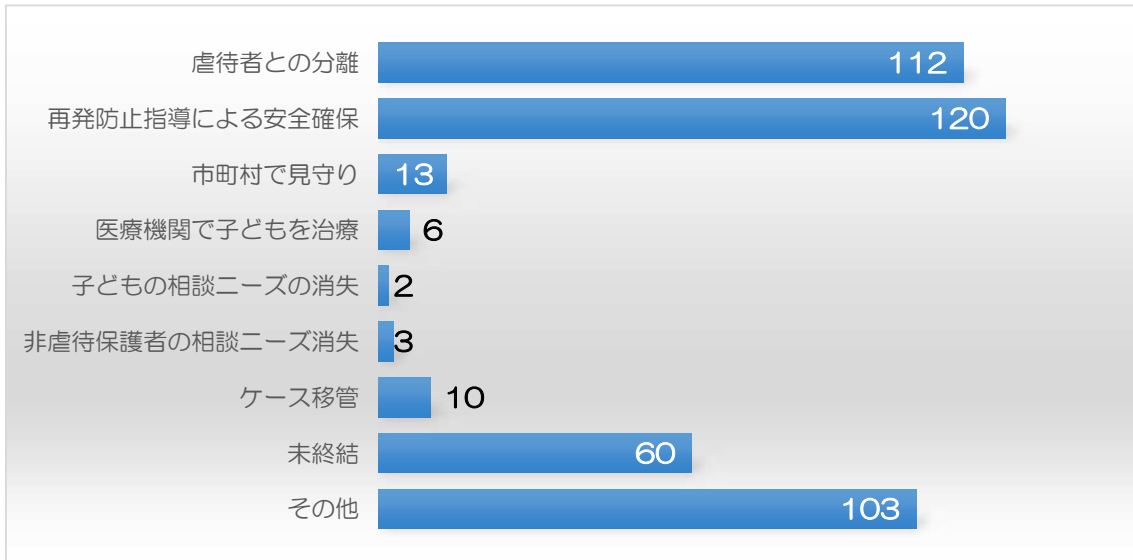
## キ 支援期間



- ・支援期間は、「半年未満」で終結した事例が 111 件（40%）、「半年～1年未満」で終結した事例が 88 件（31%）あり、1年未満で終結している事例が 70%を占めた。第 1 回～第 4 回調査では 60%弱であったので、より支援期間が短い事例が増えているといえる。

- ・支援期間が「3年以上」の16件（6%）のうち、8件は施設措置中の事例であった。

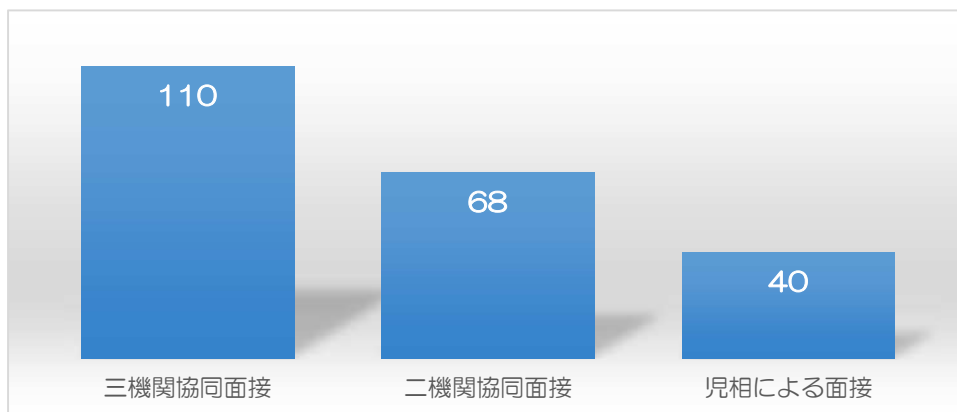
#### ク 終結の理由（複数回答あり）



- ・終結の理由として最も多かったのは「再発防止指導による安全確保」で120件（43%）であり、次いで「虐待者との分離」が112件（40%）、「その他」が103件（37%）となっている。
- ・「その他」の内訳は、学校をはじめとする子どもの所属や関係機関での見守りが多い。

#### (6) 専門的支援

##### ア 被害事実確認面接<sup>10</sup>



- ・司法面接プロトコルを用いた被害事実確認面接は、延べ件数（複数回実施した34ケースを含む）で218件実施されていた。三機関協同面接が最も多く110件、二機関協同面接が68件、各児童相談所や虐待対策支援課職員による児童相談所のみでの面

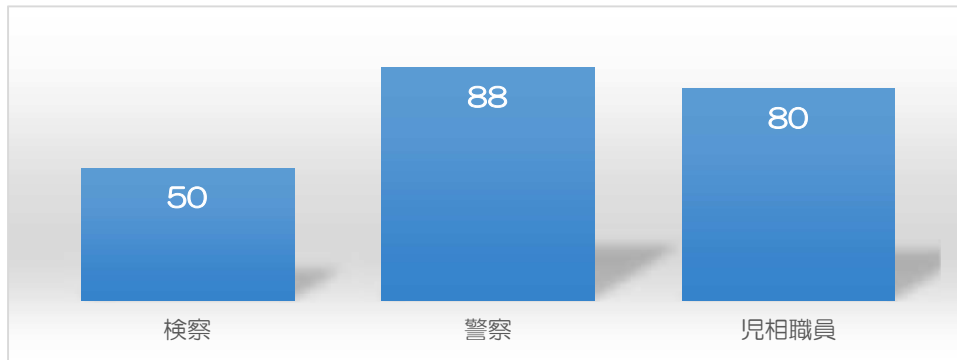
10 被害事実確認面接…特別な面接プロトコルに則り、子どもに誘導や教唆をすることなくかつ面接回数  
の負担を最小限度にして被害事実を聴取する。神奈川県では平成18年度から導入している。平成27年  
10月28日に厚生労働省・警察庁・最高検察庁から同時に発出された通知を受け、平成28年度から3  
機関（あるいは2機関）で被害事実確認面接を行う協同面接を開始している。



接が 40 件となっている。

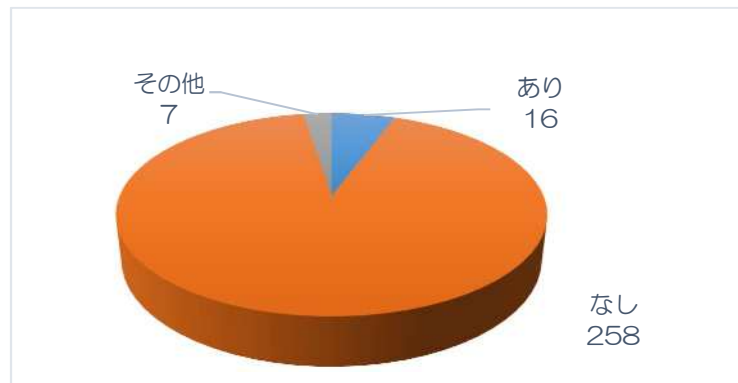
・このデータは延べ件数であるため、複数回実施したケースを除いて計算すると、6割程度で被害事実確認面接が実施されていることが分かる。前回調査では 48%であったため、実施率は増加しているといえる。

#### イ 面接者



・被害事実確認面接の面接者は、警察が最も多く 88 件、次いで児童相談所の職員が 80 件、検事が 50 件となっていた。

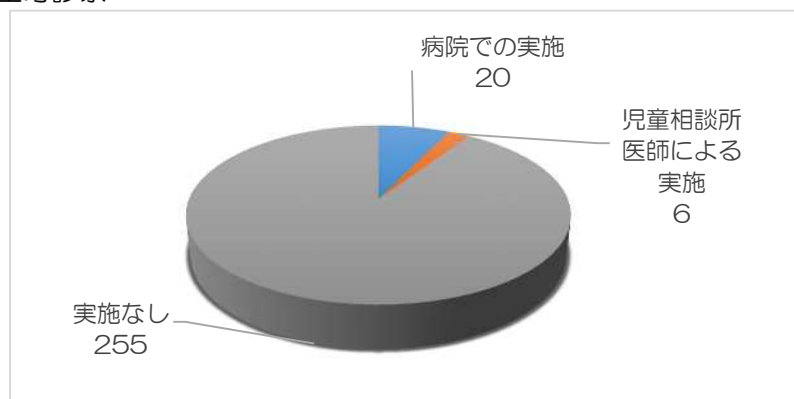
#### ウ 被害者代理人弁護士<sup>11</sup>の有無



・子どもに被害者代理人弁護士がついていたケースは、16 件（6%）のみであった。「その他」は、7 件（2%）でほとんどが刑事事件手続きの説明のみ弁護士に依頼した事例であった。

11 被害者代理人弁護士…被害者である子どもが公判手続きをする際に子どものサポートを行い、証人尋問などで子どもにかかる負担を極力減らせるよう様々な方法を助言する。子どもに対して裁判のしくみや今後起こると思われることについて説明することもある。

## エ 系統的全身診察



・系統的全身診察の実施については、5年間で26件（9％）であり、全体の1割程度の実施にとどまっている。

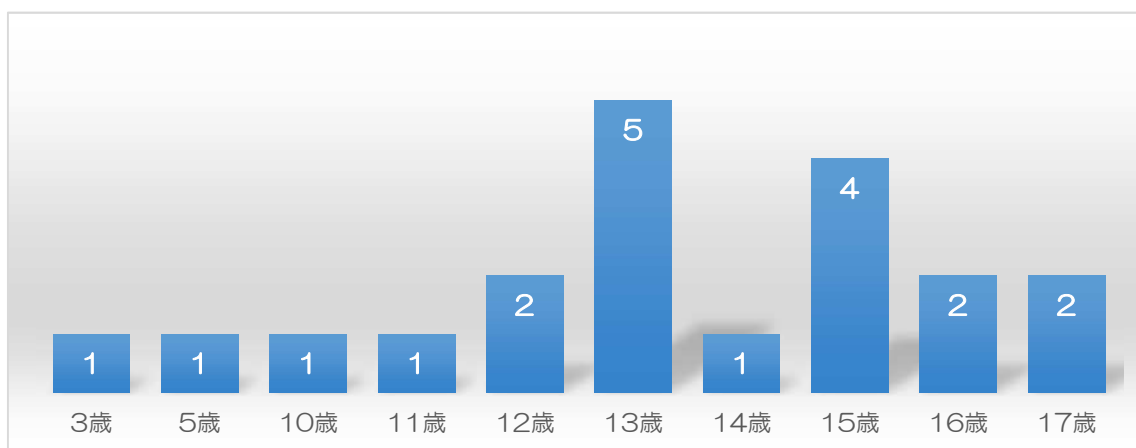
## 4 第二部「系統的全身診察実施ケースの担当者アンケート」

### (1) 系統的全身診察実施ケースの特徴

#### ア 子どもの性別

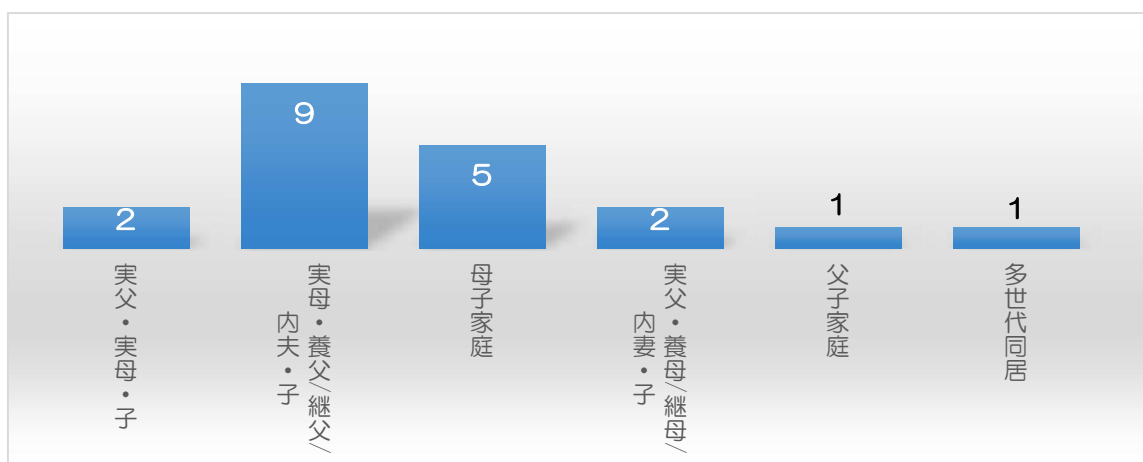
・調査対象の20件は全員女兒であった。

#### イ 診察実施時の子どもの年齢



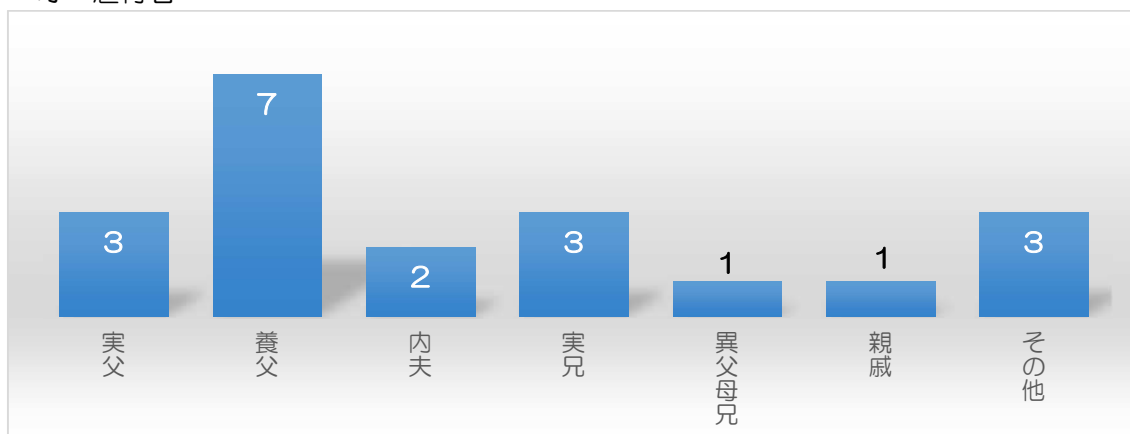
・診察を実施した時点での子どもの年齢は、13歳と15歳が多いが、未就学児も2名いた。1名はきょうだいからの被害、1名は実母の交際相手からの被害であった。

## エ 受理時の家族構成



・系統的全身診察実施ケースの家族構成（受理時）は、実母と養父/継父/内夫家庭が9件と最も多く、次いで母子家庭が5件であった。第一部の「実態調査」と比較すると、実父母家庭が占める割合が少なくなっている。

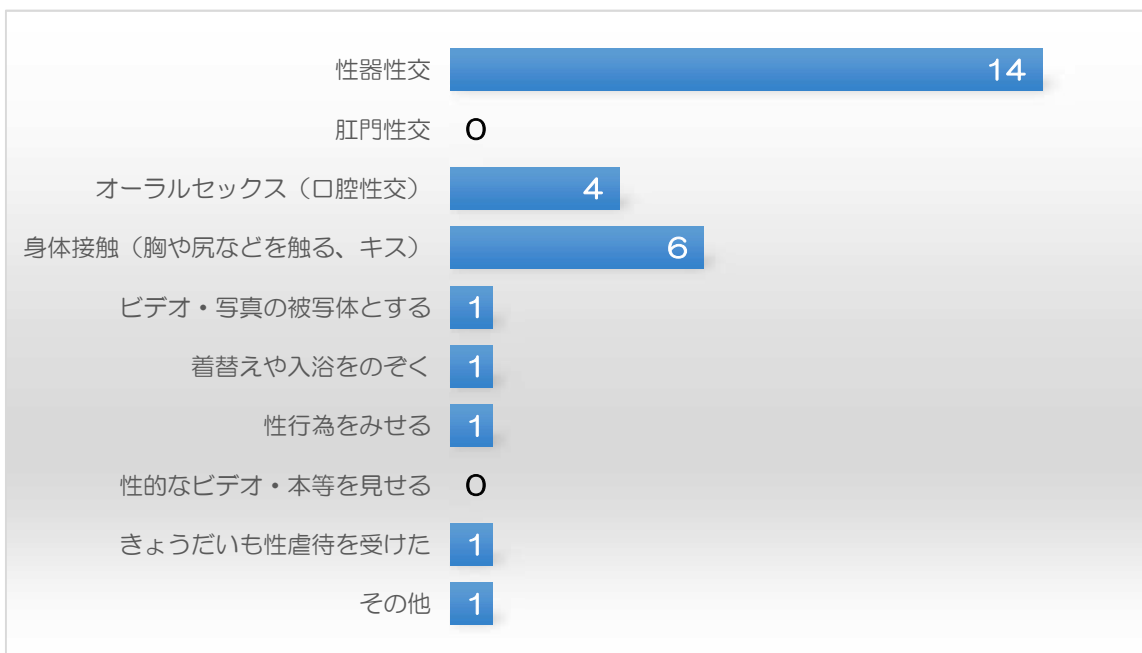
## オ 虐待者



・系統的全身診察実施ケースでは、養父からの虐待が7件と最も多かった。第一部の「実態調査」では実父が最も多くなっていたが、系統的全身診察実施ケースでは養父が多くなっていた。

・「その他」の内訳は「実母の交際相手」等であった。

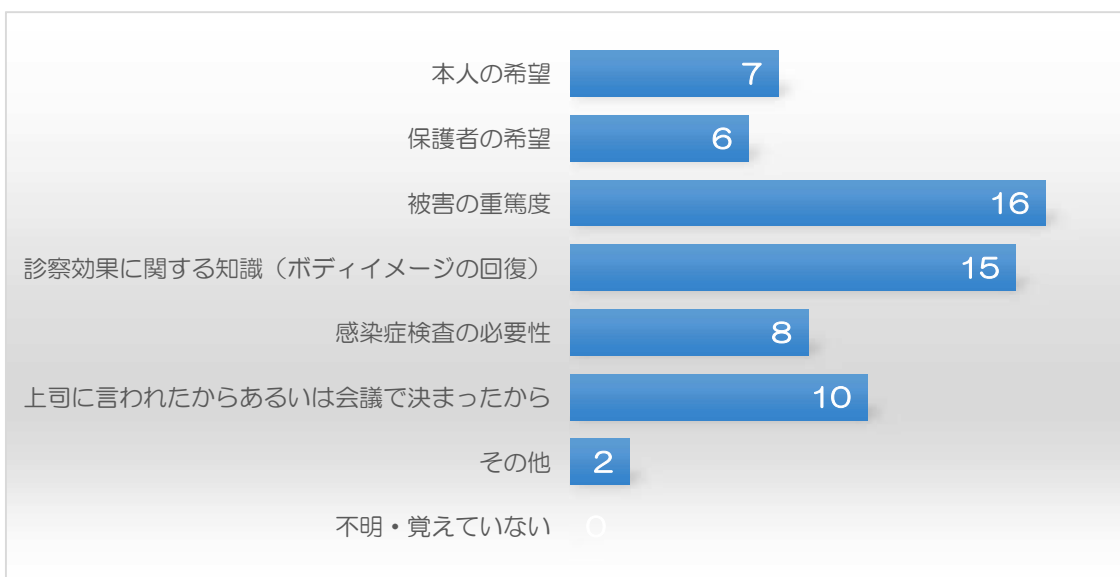
## カ 虐待内容（複数回答）



・第一部の「実態調査」では「身体接触を伴う性行為」が最も多かったが、系統的全身診察実施ケースでは「性器性交」が14件で最も多かった。被害が重篤な事例での実施が多いと言える。

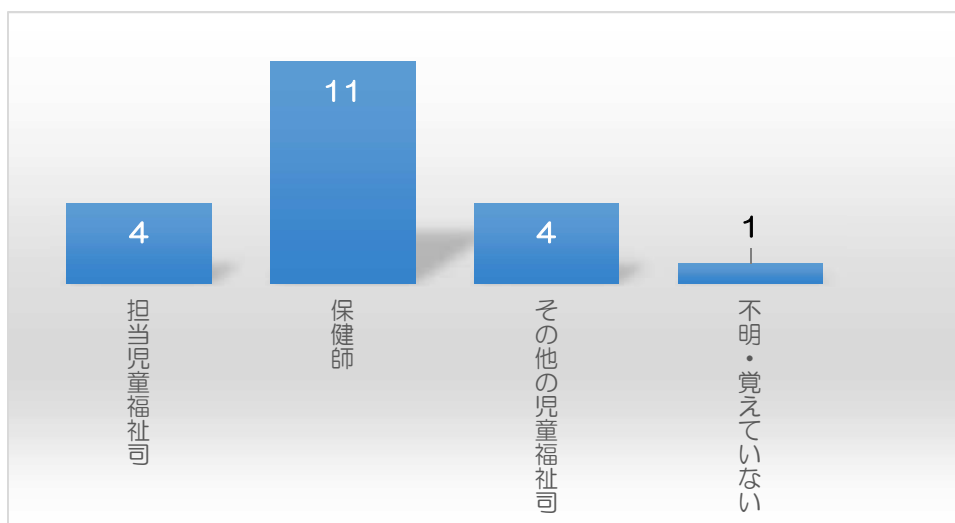
## (2) 系統的全身診察の実施理由と子どもへの説明について

### ア 担当者が診察実施を決めた理由



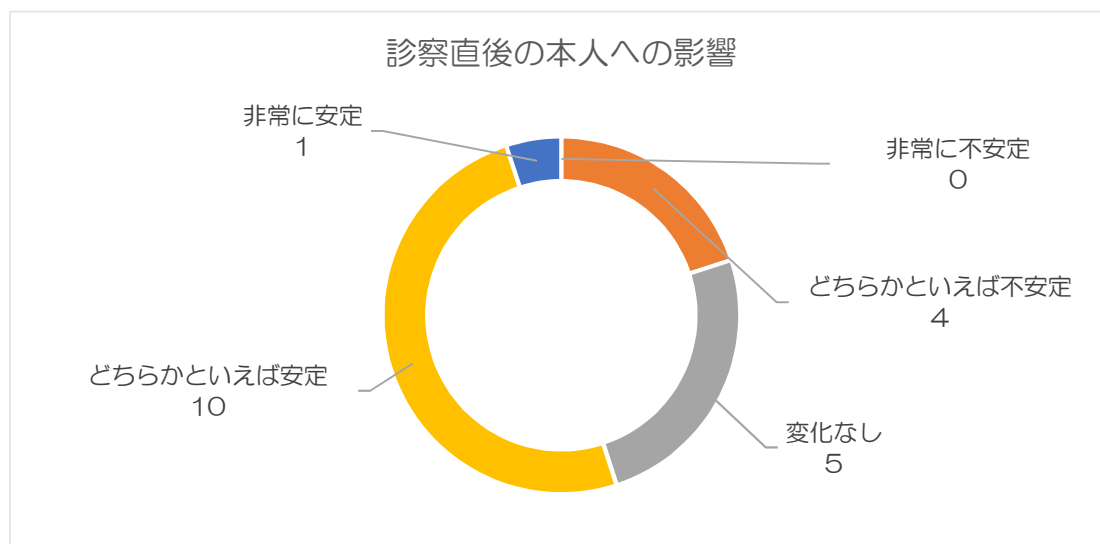
・担当者が系統的全身診察を決めた理由では、「被害の重篤度」が16件、「診察効果に関する知識」が15件と多かった。また、会議等で上司から助言を得て実施を決定している様子も見受けられる（10件）。「本人の希望」は7件（35%）であり、希望した児は12歳～17歳と比較的年齢が高い。

## イ 子どもへの説明について



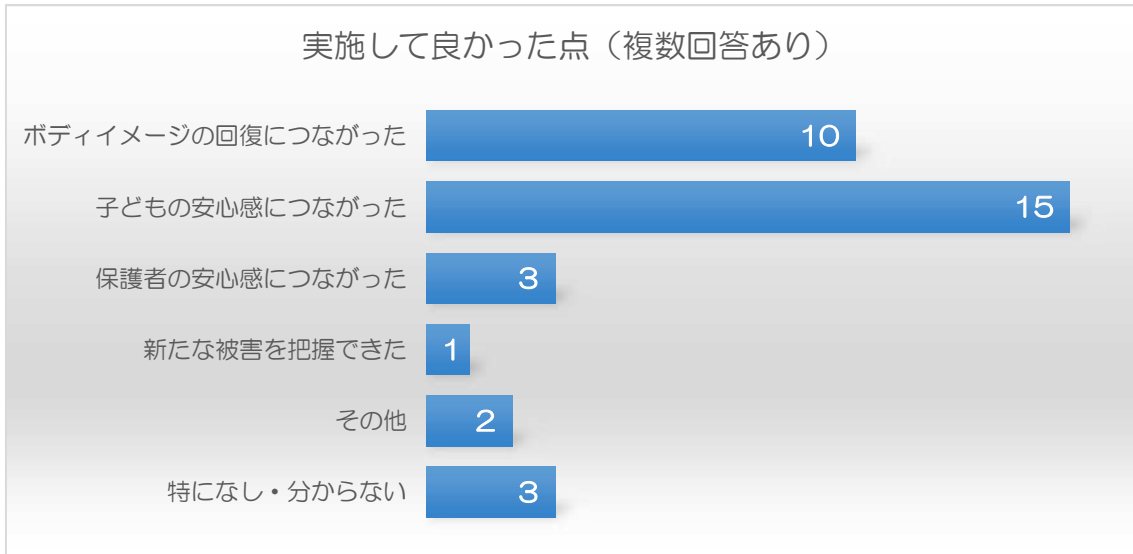
・系統的全身診察について子どもに説明を実施した職員は、保健師が 11 件と最も多かった。また、「担当児童福祉司」と「その他の児童福祉司」は 4 件となっている。説明をした職員の性別は、「女性」が 19 件となっており、今回調査対象となったケースは全て女兒であったため同性の職員が説明を実施している（なお、1 件は「覚えていない」）。

## (3) 系統的全身診察の本人へ影響及び効果

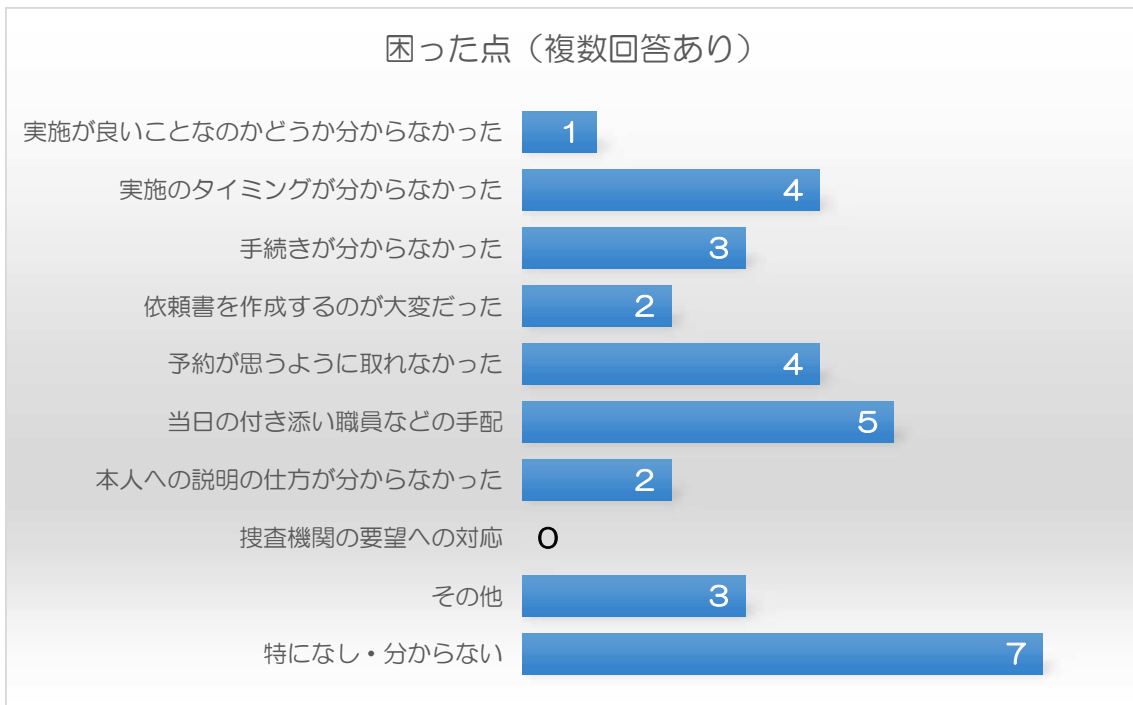


・診察直後の本人の様子については、「非常に安定」「どちらかといえば安定」を合わせると 11 件であり、全体のほぼ半数であった。「非常に不安定」は 0 件であったが、「どちらかといえば不安定」が 4 件あり、うち 2 件は未就学児であった。

#### (4) 担当者の「実施して良かった点」「困った点」



・診察を実施して良かった点は、「子どもの安心感につながった」が15件と最も多く、「ボディイメージの回復につながった」が10件となっている。また、「特になし・分からない」が3件であり、診察の効果を実感できないケースもあった。

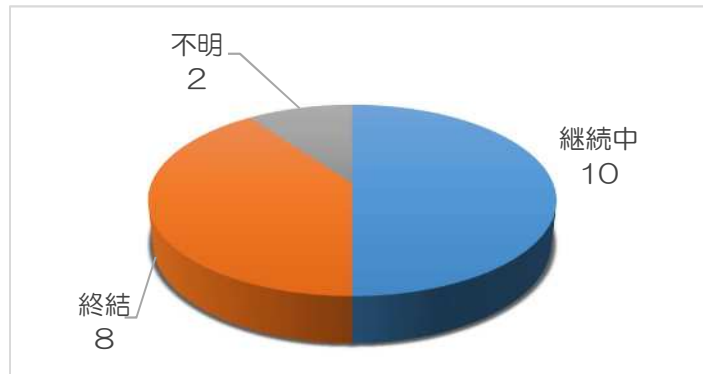


・診察実施で困った点については、「特になし・分からない」が7件と最も多く、約半数の職員に困り感が無かったが、当日複数の職員体制をとるための調整（5件）、病院の予約がタイムリーに取れないこと（4件）、など、手続き的な課題があることが分かる。

・「本人への説明の仕方が分からなかった」の2件については、知的な障害や外国籍の児童等に対する診察についての説明や診察後の本人への声かけの難しさが挙げられていた。

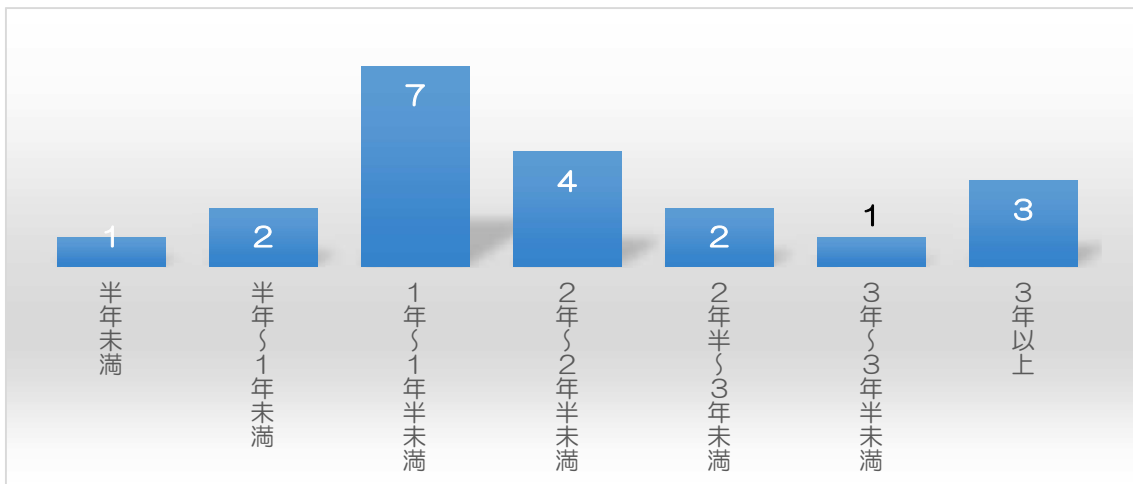
(5) 系統的全身診察実施ケースの支援について

ア 支援状況



・支援状況は、「継続中」が10件、「終結」が8件、「不明」が2件であった。「不明」は、診察を実施した当時の担当児童福祉司が回答したため、その後の異動により現在の支援状況を把握していないことによるものであった。

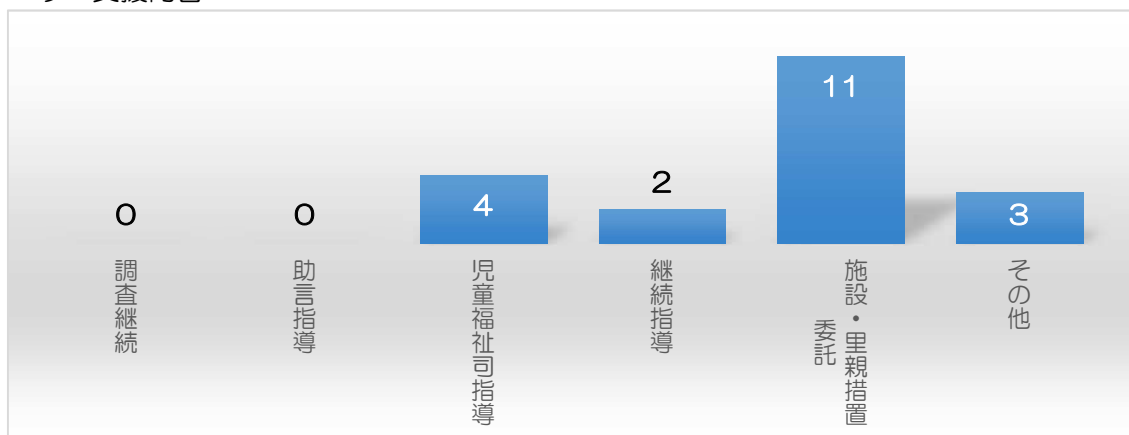
イ 支援期間



・支援期間については、「1年～1年半未満」が最も多かった（7件）。ただし、継続中のケースも半数を占めているため、最近受理したケースでは調査時までの期間となることに注意されたい。

・第一部の「実態調査」では1年未満で終結している事例が70%を占めていたことと比べると、系統的全身診察実施ケースでは1年以上支援している事例が17件（85%）であり、長期間の支援が必要な事例が多いことが分かる。

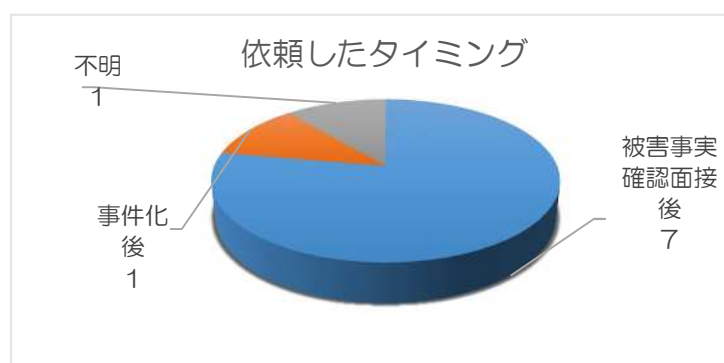
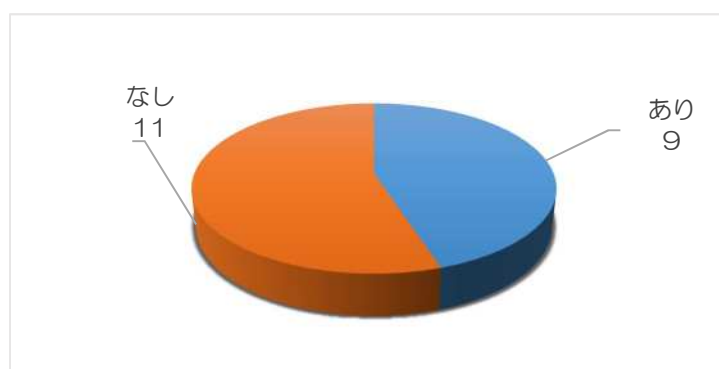
## ウ 支援内容



・系統的全身診察実施ケースの支援内容は、「施設・里親措置委託」が11件で全体の半数を占めていた。「その他」については、ケース移管等であった。

・第一部の「実態調査」では、「施設・里親措置委託」は、全体の6%であり、系統的全身診察実施ケースにおける「施設・里親措置委託」の割合の高さが特徴的である。

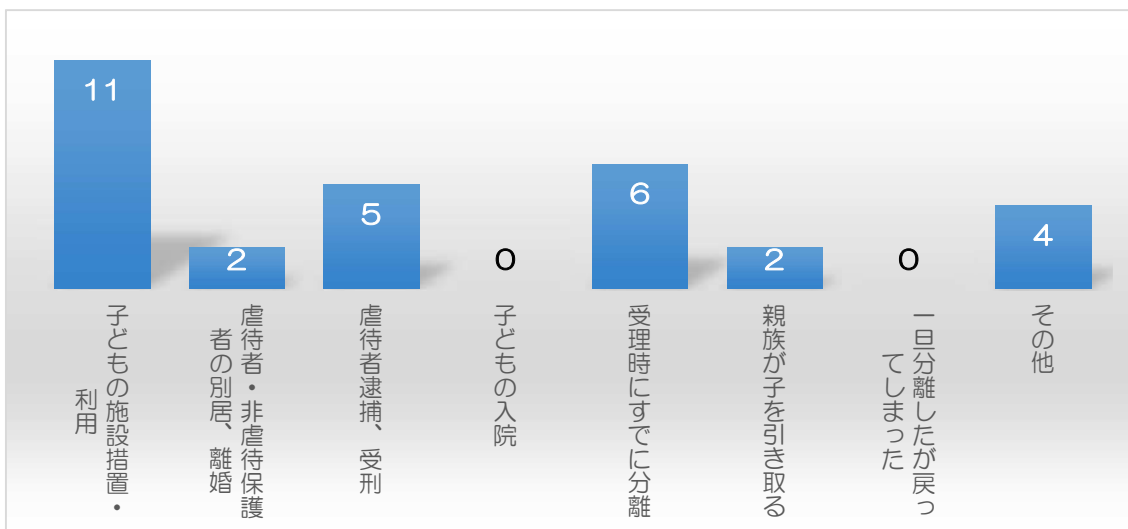
## エ 被害者代理人弁護士の有無について



・子どもに被害者代理人弁護士を依頼した事例は11件で、全体の半数であった。依頼したタイミングは、被害事実確認面接の後が最も多かった（7件）。

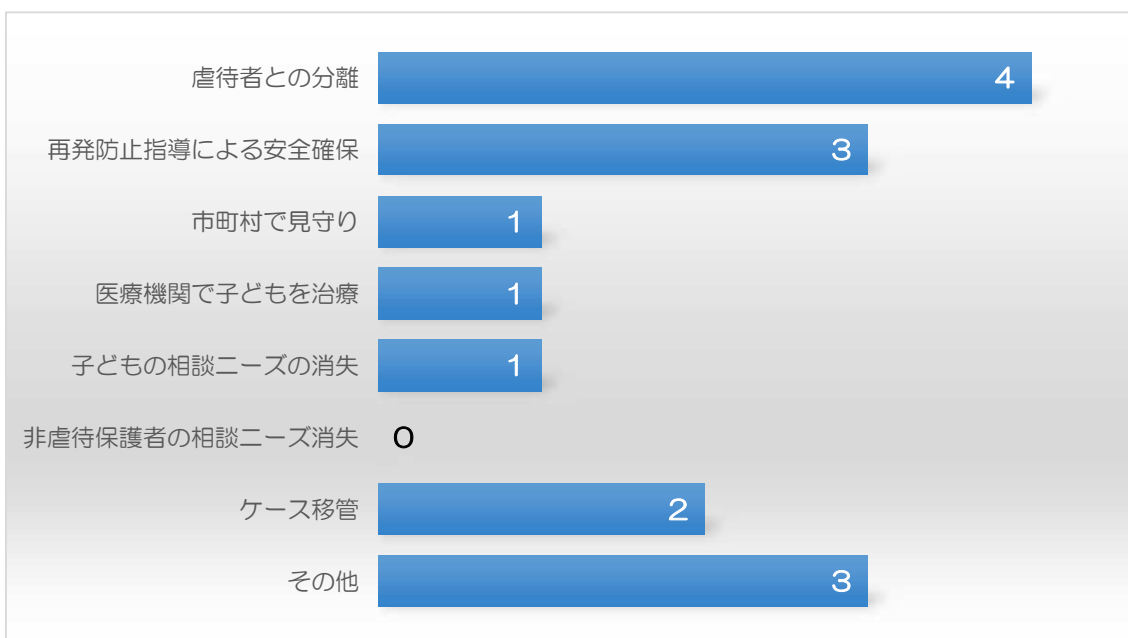


## 才 虐待者との分離



- ・分離した際の状況は、「子どもの施設措置・利用」が11件と最も多く、次いで「受理時にすでに分離」が6件、「虐待者逮捕、受刑」が5件となっている。
- ・第一部の「実態調査」では、「虐待者・非虐待保護者の別居、離婚」が65%と最も多かったが、系統的全身診察実施ケースでは2件と少なく、子どもの安心・安全な環境を整えるために施設を利用していると考えられる。

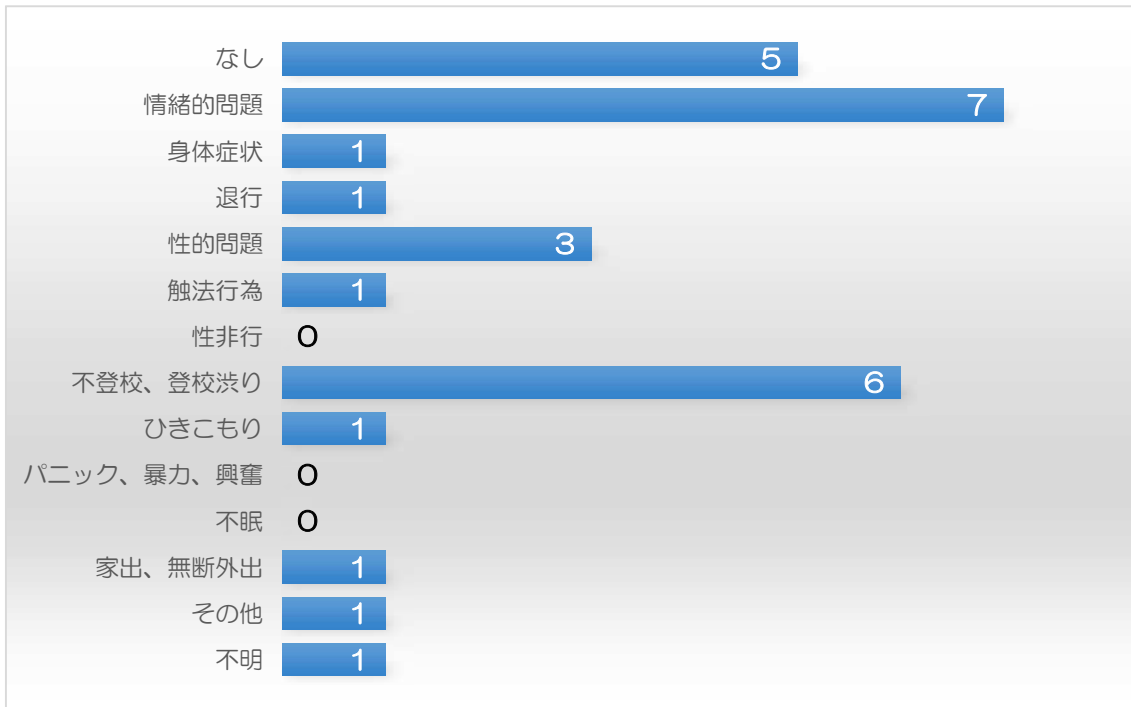
## 力 終結の理由（複数回答あり）



- ・今回調査対象となった系統的全身診察実施ケースのうち、終結している事例は8件であったが、終結理由として最も多かったのは「虐待者との分離」で4件であった。「その他」の3件は、全て「18歳到達」であったが、グループホーム等の成人施設への移行が2名、1名は施設から自宅へ戻ってしまい所属モニタリングで終了していた。

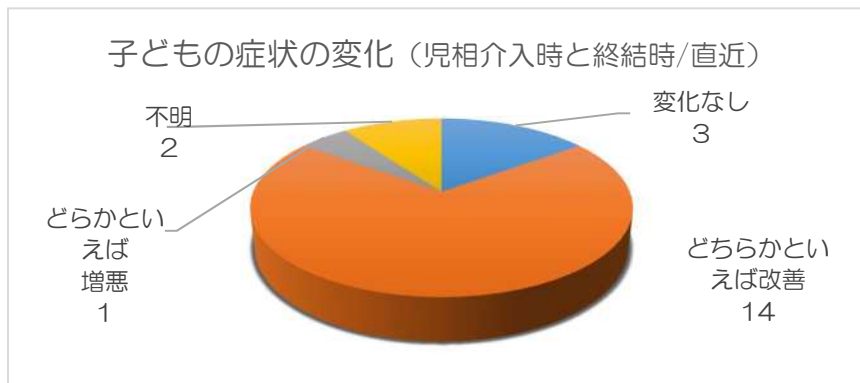
(6) 子どもの症状について

ア 担当者が認識していた子どもの症状



・担当者が認識していた子どもの症状として最も多かったのは、「情緒的問題（PTSD 様症状、うつ状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等）」で7件であった。また、不登校や登校渋りなども6件で見られた。一方で、調査時点で明らかな症状がみられなかったケースは5件であった。

イ 子どもの症状の変化



・児童相談所が介入した時点と直近（あるいは終結時）の子どもの症状の変化については、20ケース中14件で「どちらかといえば改善」と認識していた。一方で、「どちらかといえば増悪」との回答も1件あった。このケースは、非加害親である実母が子どもを守れていないケースで、診察実施直後は表情よく「やって良かった」と話していたが、施設入所後も性化行動やPTSD症状が改善せず再被害もあったケースであった。

## 5 考察

### (1) 第一部「実態調査」結果について

まず、以上の調査結果を踏まえ、過去の調査と変わらない性的虐待・性被害の特徴についてまとめる。

- ① 被害児童は、「女兒」「中学生年齢」「2割が知的障害・境界域の知的水準」。
- ② 家庭は、「実父母家庭」、ただし「再婚家庭・ひとり親家庭」の発生割合が高い。
- ③ 虐待者は、「実父」「養父」「30～40代」「就労状況は安定」。
- ④ 虐待内容は、「身体接触」だが、約4人に1人が「性器性交」や「口腔性交」等の重篤な被害に遭っている。
- ⑤ 発見の経緯は、「学校職員」「実母」に対する「子どもの告白」。
- ⑥ 児童相談所への通告は、「学校」「警察」「実母」「市町村」から来る。
- ⑦ 一時保護になるケースは4割で、保護期間は「2ヶ月未満」
- ⑧ 終結時の虐待者との分離は6割で、状況は「虐待者・非虐待保護者の別居、離婚」
- ⑨ 終結理由は「再発防止指導による安全確保」
- ⑩ 児童相談所の支援は「継続指導」で、支援期間は「1年未満」

次に、今回（第5回調査）の結果の特徴を挙げて考察する。

#### ① 被害児童が低年齢化

「子どもの年齢（受理時）」は、中学生年齢で多い傾向が第1回調査時から続いているが、今回の特徴として小学校高学年年齢の件数が増えていることが指摘できる。インターネット等の普及により比較的 low年齢から様々な情報に接することができるようになり、子ども達が自身の被害について認識したり、訴えることが可能になっている可能性がある。

#### ② 加害者として「実兄」が増えている

虐待者として最も多いのは「実父」そして「養父」であるが、今回の調査では「実兄」からの被害が増えている。第4回調査では「継父・内夫」からの被害の方が多かったが、今回は「実兄」からの被害の方が多くなっている。今回の調査できょうだい間の性被害は、全体の17%を占めている（第4回調査では13%）。第4回調査ですでに、加害を加えた子どもの発達課題と性教育などの適切な対応について指摘されているが、よりこうした対応が必要とされるケースが増えているといえる。学校等、教育分野との連携が求められる。

#### ③ 「警察」からの通告が増えている

相談経路としては、「学校」「警察」「母親」「市町村」の4種の経路が過去の調査でも多くなっているが、第4回調査と比べると「警察」からの受理が増えている。被害を知った保護者が警察へ相談に行き、警察から児童相談所への通告となっているケースが多く、警察との連携が進んでいることがうかがわれる。

#### ④ 一時保護率の増加

一時保護をしたケースは、受理した性的虐待・性被害事例（事実あり）のうち41%であり、第4回調査の31%と比較すると10ポイント増加していた。子どもの安全確保の

ために一時保護をしなければならないケースが増えている可能性がある。

⑤ 虐待者との分離「あり」のケースが減少

終結時（あるいは調査時）に虐待者と子どもの分離が行われていた事例は、60%であり、過去の調査と比較すると減少している（第2回調査56%、第3回調査69%、第4回調査78%）。これは、「性行為の目撃」などの比較的軽微な被害で、保護者との分離を図るというよりは保護者への指導にとどめるといったケースが多くなっている可能性がある。子どもに関わる関係機関等で性的虐待に関する認識が広まり、軽微な被害でもしっかりと通告になっているということであれば望ましい変化であるが、入所枠の減少等が理由で分離ができなかったというケースが増加しているとするれば、状況の改善が必要である。

⑥ 支援内容は「助言指導」が減少、「児童福祉司指導」が増加

児童相談所の支援内容は、第4回調査と比較すると「助言指導」の割合がやや減少し（8%→5%）、「児童福祉司指導」の割合が増加していた（13%→21%）。つまり、保護者に通知を示し措置による指導を必要とするような困難ケースが増加しているといえる。この結果と考え合わせると、⑤の結果も楽観的な考察で捉えることは難しいだろう。

⑦ 「最初の開示相手」が「児童相談所職員」というケース

子どもが被害を最初に開示する相手は、過去の調査と同様「学校職員」と「実母」が最も多いが、今回の特徴として「その他」の中の「児童相談所職員」の増加が挙げられる。子ども本人からの電話等による相談の他、別の種別で一時保護中の子どもが性的な被害を開示する場合があることを職員は認識しておく必要があるだろう。

(2) 第二部「系統的全身診察実施ケースの担当者アンケート」結果について

次に、「系統的全身診察実施ケースの担当者アンケート」結果について考察する。

① 実施ケースの特徴

系統的全身診察を実施しているケースの特徴をまとめると、以下のとおりである。実態調査（第一部）のケースと比べると、被害が重篤なケースが多い。

- 性別は「女兒」、年齢は「12歳～17歳（最頻値13歳）」
- 家族構成は「実母と養父/継父/内夫家庭」あるいは「母子家庭」
- 虐待者は「養父」で、虐待内容は「性器性交」
- 担当者は「被害の重篤度」や「診察効果（ボディイメージの回復）」を考慮して、診察の実施を決めている。
- 「保健師」が子どもに診察について説明している。

現状では、「すでに重篤な性的被害が確認されている子ども」に対して「ボディイメージの回復」「本人の安心感」といったケア的な意味で実施しているといえる。しかし本来は、重篤な事案でなくても系統的全身診察を実施できると良い。診察を通して新たな被害が明らかになったり、言えずに自身の身体を心配している子どもがいるかもしれないからである。

一方で、子どもには「診察を受けない」という権利もあると言える。しかし、診察で明らかになっていなかった被害が分かり虐待者が起訴・逮捕されることで、安心・安全

な環境が整う可能性がある。また、症状が無くても性感染症の罹患が明らかになる可能性もある。子どもにとって何が最善の利益となるのか、周囲の支援者がしっかりと考える必要があるといえる。

## ② 系統的全身診察の影響について

系統的全身診察は、トレーニングを受けた医師による非常に配慮された診察ではあるが、性的な被害を受けた子ども達にとっては侵襲的な診察であることもまた確かであり、精神的な負担を心配する声も聞かれる。今回実施した担当者アンケートの「診察直後の子どもの様子」について尋ねる項目では、ほぼ半数が「非常に安定」「どちらかといえば安定」と回答していた。また、「実施して良かった点」として、「子どもの安心感につながった」という回答が最も多かった。自由記述でも「緊張感はありましたが、医師から「大丈夫」と言われて本児も安心していました」という声があった。

一方で、「実施が良かったのか分からない」という率直な回答もあった。「どちらかといえば不安定」と回答したケース 4 件のうち、2件は未就学児であり、診察の意味を理解することが難しかった可能性がある。また、精神的に不安定な子どもへの導入については慎重な判断が求められる。それぞれの子どもにとって系統的全身診察を実施することの意味や実施する時期などを支援者が互いに話し合うことが重要である。

## ③ 担当者の困り感について

約半数の職員は、困り感なく実施ができていた。性的虐待のケースを担当した経験のない職員も周囲のサポートにより対応できたという声がある一方、性的虐待ケースの担当者は系統的全身診察だけでなく三機関協同面接や代理人弁護士を活用など対応すべき事柄が多いため児相全体でサポートするという意識が必要という意見もあった。

また、知的な障害や外国籍の児童等に対する診察についての説明や診察後の本人への声かけの難しさが挙げられていた。②で触れた未就学児への説明にも同様の難しさがあると思われる。

さらに病院の予約がタイムリーに取れないことや当日複数の職員体制をとるための調整、依頼書の作成など、手続き的な困り感が上がっており、改善に向けた工夫を考えていく必要がある。

## ④ 実施ケースへの対応について

系統的全身診察を実施したケースへの児童相談所の対応の特徴をまとめると、以下のとおりである。

- ・児童相談所の支援内容は、「施設・里親措置委託」で、支援期間は「1年以上」。
- ・約半数のケースに、弁護士を「被害事実確認面接の実施後」に依頼している。
- ・終結時の虐待者との分離は「(子どもの)施設利用」による。
- ・終結の理由は「虐待者との分離」。
- ・子どもの症状は「情緒的問題」「不登校、登校渋り」。
- ・児童相談所の介入により、子どもの症状は「どちらかといえば改善」。

系統的全身診察を実施したケースは重篤な被害に遭っているが、非虐待保護者が虐待者との別居・離婚を選択せず、施設を利用することによって子どもの安全を確保

しているケースが多い。したがって、児童相談所の支援期間は長くなっている。かわりの中で子どもの症状は改善しているものの、精神的な課題を抱えている子どもは多いといえる。

### (3) 今後に向けて

#### ① 今回の調査の限界と課題

今回の調査では、現場の担当者にてできるだけ負担をかけないよう、虐待対策支援課が「児相システム」や課で保有する資料から読み取る形で結果をまとめている。したがって、設問数や情報量が制限されてしまったことは課題として残る。また、系統的全身診察を実施したケースについては担当者アンケートを実施したが、対象が20ケースと少ないため、さらにケース数が増えればより正確な実態に迫ることができると思われる。そして今回、系統的全身診察を受けた当事者の声を聞くことができていないということがある。診察直後の気持ちやある程度の時間を経て診察について感じること等、子ども達から聞くことができると良い。

#### ② 協同面接に関する課題

平成27年10月に発出された通知を受け、三機関協同面接を導入してすでに6年が経過している。担当者アンケートには、「事件化される案件なのかが不透明な中、保護の長期化による二次被害を防ぐケースワークはとても難しいと感じた」という意見があった。捜査には時間がかかるため、児童相談所としては捜査への影響を考慮して加害親への接触の可否や保護者への一時保護理由の告知等に迷うことがある。結果、保護者との関係性は悪化し、ケースワークが困難になるというケースもみられる。一時保護が長期化すれば子どもは登校できず不安は増大し、本来信頼関係を築くべき担当者に対して不信を抱くといったことも招きかねない。司法との連携は、基本的なことにはなるがコミュニケーションによって互いの強みや考えを知ることから始める必要がある。子どもを守るためにそれぞれの機関は何ができるのかやりとりを重ねていくしかない。

また、子どもの加害者への処罰感情に関する課題もある。平成29年に性犯罪に関する刑法改正で強姦罪が強制性交罪に名称変更され、親告罪ではなくなった。子ども本人の告訴がなくても起訴は可能となったが、子どもの意思とは無関係に裁判が進んでいくリスクが生まれている。子どもに丁寧に刑事手続きについて説明し、不安に寄り添い、子どもの思いを聞くといった支援が児童相談所には求められる。

事件化が子どもの人生にどのような影響を及ぼすのか、正解のない問いに対して担当者が迷うのも無理はないと思われる。児童相談所にできることは、子どもの能力や特性、性格等をよく知り、それぞれの子どものに応じて分かりやすく情報を伝え、子どもの思いを聞きながら共に考え・支えながら信頼関係を築いていくこと、非加害親へアプローチしたり関係機関や施設・里親等子どもを取り巻く大人と連携して、子どもの安心・安全な環境を整えることに尽きると思われる。

さらに、面接のプロトコル有資格者は年々増加しているが、面接技術の維持・向上も課題である。資格は得たものの実際の面接は経験がない、といった職員が多くなっている。有資格者対象の研修参加だけでなく、面接のバックスタッフとして他者の面接を見て学んだり、面接後に職員同士で互いにアドバイスをし合うなど日々の業務の中でできることもあるだろう。

### ③ 対応の難しいケースと担当者サポート

第一部の実態調査では、一時保護率や児童福祉司指導の増加、虐待者との分離が困難なケースが増えていること等が指摘されている。また、協同面接で子どもが被害を開示できたとしても事件化が難しいというケースもあり、第二部の担当者アンケートではそういった事例のケースワークに苦慮する様子が見られた。どのように子どもの安心・安全な環境を確保していくのか、地域で暮らすのであれば特に非加害親をはじめとするキーパーソンへのアプローチが鍵となると思われる。非加害親へのサポートについては、県では平成24年度に『親だからできること』を作成しているが、非加害親が子どもの味方にならず安全確保が難しいケースも散見される。こういった対応困難なケースについては、所全体として担当者をサポートしていく必要がある。チームアプローチは児童相談所の得意とするところである。担当者の孤立を防ぎ、互いに知恵を出し合い、苦勞をねぎらいながら対応していけると良い。

### ④ ト라우マケア

重篤な性被害を受けた子どもは PTSD 症状を呈しやすく、また支援者が子どものトラウマ症状に巻き込まれる恐れがあるため、支援者がトラウマに関する知識と影響（トラウマインフォームドケア）について知っていることが重要である。子どもへの心理教育や必要に応じて専門的な治療につなぐ必要もある。専門的な治療については、症状に対する治療と PTSD そのものへの治療があるが、後者が可能な医療機関は限られているという課題がある。今後は、さらに専門的な治療の可能な医療機関の開拓が必要になってくるだろう。

### ⑤ 子どもの所属機関との連携

子ども達が一日の多くの時間を過ごす保育所、幼稚園、学校などとの連携は必須である。職員への性的虐待についての啓発を行い、早い段階での発見を促すこと、性教育や SOS の出し方など子ども達に対する未然防止の取り組み、など教育分野と連携することによって様々なことが可能になるとと思われる。

## 【コラム】系統的全身診察を実施して ― 性被害を考える

系統的全身診察とは、性被害にあった被害児に対して、被害確認面接を実施した後に行う診察の手法をいう。本来は全身くまなく診察することで被害の証拠を確認し、さらに身体的虐待やネグレクトの可能性がないか、医療対応の必要がないかを確認することが第一義的目的である。しかしそれだけにとどまらず診察をすることで被害を受けた児童の心のケア、すなわちあなたの体には異常はない、私たちはあなたの味方でありあなたを支え守る仕事をしているのだというメッセージを伝えるという重要な役割も持っている。

平成 29 年から中央児童相談所虐待対策支援課の非常勤医師として勤務するようになり、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間に 9 例の系統的全身診察を実施した。診察場所が児童相談所の医務室であるため、検査をしたり証拠となる写真を撮影したりすることはできず、主として心のケアを目的とした診察であった。本来は被害確認面接の直後が望ましいのだが、面施後の時間経過が様々であったため、時間の経過とともに開示された内容が変容してしまっていたこともあったし、ブロックがかかってしまっていた場合もあった。また、年間 1 件か 2 件、多くて 3 件の実施であったため、なかなか習熟できず、その都度、研修で学んだ手技を見直し、実施後の記録を記載しながら、ここをもっと丁寧に聞き取ればよかった、この部分の診察が不十分だったなどと反省することがとても多かった。研修では、子どもが気を使わないようにどんな開示にも動揺せず、淡々と聞くようにと指導されたが、診察しながら自分が堂々と、淡々としているかどうか、まったく自信がないことも多くあったように思う。検査ができず、証拠となりうる写真がないことは、裁判になったときにはあまり役に立たないということも課題である。記録は主観的判断が含まれてしまいやすいし、今の日本の制度では被害確認面接すら裁判における証拠資料とはなりにくいのが現状のようである。また、たった 1 回の診察であなたの体は大丈夫、私たちはあなたの味方であり、あなたを守ろうと思っている、と伝えることがどのくらいできたのであろうかと自問することもしばしばであった。

日本では 2017 年にジャーナリストの伊藤詩織さんが性被害を訴え、いったんは告訴が棄却されたが、民事裁判で同意のない性行為に対する損害賠償請求が認められたという事件があった。同時期にアメリカ、ハリウッドでは、女優たちが大物プロデューサーによる性被害を告発し、逮捕実刑判決をかちとった。そして、その際の運動に使われた #MeeToo が世界に広まり MeeToo 運動となっていった。立場や利害関係を利用して性行為を迫ることが犯罪として認識されるようになってきたことは女性の社会進出を後押しするであろうと思われる。一方で、家庭内で行われた性犯罪はなかなか表に出てきにくい性質がある。しばしばいわれているように日本において公表されている性虐待の件数は氷山の一角に過ぎない可能性が高い。幼少期に性被害をうけても自分の身に何が起きているのかを正確には認識できないことがあるし、加害者は巧みにグルーミングし、被害であることを認識させないようにすることもある。思春期以降であれば、自責感を持つこともよくあることで、家庭が壊れることを恐れて開示できない場合もある。さらに、被害を認識したとしても事実として受け止められずに記憶を封印してしまうということもあり、その代償として精神的不調や自傷、社会的不適応や問題行動を引き起こしていく。封印された記憶が何年も、時には何十年もたって突然よみがえることもあることはサバイバーによって語られている。令和 3



年に、幼児期から十代までに実父から性被害をうけていた 40 代の女性が、数年前からフラッシュバックなどの後遺症に悩まされるようになったとして、父親に損害賠償を求めた裁判で、広島地裁は性被害があったことは認定したうえで、20 年以上が経過しているから損害賠償を求める権利は消失しているという判決を下した。性犯罪は魂の殺人であるともいわれるが、心に負った傷は深くその人を苛み続け何年、何十年たっても癒されることはないと考えられている。被害をうけた児童が心にどれほどの傷を負い、これからの人生をどのように歩いていくことになるのかを想像すると、私たちはどうすればよいのだろうか、と暗澹たる気持ちになる。

今回の調査では系統的全身診察で、「子どもの安心感につながった」「ボディイメージの回復につながった」と回答した担当者が比較的多かったが、1 回の診察でどれほどの効果が期待できるものなのであろうか。診察直後の本人の状態としては「どちらかと言えば安定」していたようだが「どちらかと言えば不安定」になった児も少なからずいたようであるし、長期的なフォローはされてはいないのが現状であろう。報告書によると、性被害後の実態調査では加害者との分離や児童の安全確保が確認されると 70%が 1 年以内に終結している。系統的全身診察を受けた事例では 85%が 1 年以上支援を継続しているという結果だが、支援期間が 3 年未満の事例も 85%ある。加害者と分離し、安全が確保できたから終結する、ということではよいのだろうか。被害を受けた児童の心のケア、例えば心理面接の継続や学校適応（社会適応）の確認などについて、長期に経過を追ってみる必要があるのではないかと思う。心に負った深い傷の評価と修復への支援システムを考える必要がある。児童相談所で対峙する虐待する母親のなかには精神的不安定さや人格の問題を抱えているように思われる女性がいることをしばしば経験する。彼女達の不適切な養育行動の裏に性被害を受けた後遺症としての深いトラウマがあるのではないかと推測されることも少なからずある。彼女達を早期に救出できていたら、誰かが寄り添って支援していたら、苦しみを少しでも和らげられていたら、子どもに向き合う力を引き出せたかもしれないと思うのである。性被害をうけた児童を支援し、長期にわたって経過観察できるシステムの構築が望まれる。

中央児童相談所虐待対策支援課非常勤 小児科医師 原口光代

## おわりに

神奈川県中央児童相談所虐待対策支援課では、平成 12 年度から平成 28 年度までに性的虐待として受理した事例および子どもに何らかの性的な被害があった事例、計 523 件を対象として 4 回にわたり調査を行い、それぞれ「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書（第 1 回～第 4 回）」として報告してきました。

第 5 回となる本報告書では、平成 29 年度～令和 3 年度までに神奈川県児童相談所が受理した性的虐待事例および子どもに何らかの性的な被害があった事例計 317 件を対象として、調査を行いました。

性的虐待対応について、三機関による協同面接をはじめとする様々な取り組みや実践を積み重ねてきていますが、課題はなお山積しています。今回の調査では系統的全身診察について取り上げていますが、被害を受けた子ども達へのケアはまだまだ不十分です。児童相談所は日々の虐待対応に追われ、そういった支援の必要な子ども達を長期にわたってサポートし続けることができていないという現状があります。そういった意味で子どもを取り巻く支援者の方々の協力は不可欠です。

本報告書を通じて性的虐待の実態を知っていただき、大人がいち早く性的虐待に気づいて子ども達を守ること、そして被害にあった子ども達を理解し共にサポートし続けることができたと思います。

なお、調査にご協力いただいた児童相談所職員の皆様、コラムを執筆して下さった原口先生にこの場を借りて感謝申し上げます。

神奈川県中央児童相談所虐待対策支援課

稲葉 史恵

井上 博樹

佐久間 てる美

高橋 かすみ

風間 晶子

(調査主任) 折谷 妙子

小菅 智晴

資料1：第一部「実態調査」質問票

分類	番号	項目	具体的な質問項目	ブルダウン項目
プロフィール	0001	ケース番号		
	0002	担当者1氏名		
	0003	子どもの氏名		
	0004	性別		
	0005	生年月日		
	0006	年齢(現在)		
	0007	受理日		
	0008	閉止日		
	0009	関わった時の児相		
	児童について	0101	受理時年齢	
0102		受理時就学状況	受付時の就学状況についてお答えください	①未就学②小学生③中学生④高校生⑤その他(中卒児)
0103		家族構成	受付時の家族構成についてお答えください	①実父・実母・子 ②実母・養父・子 ③実母・継父・子 ④実母・内夫・子 ⑤実父・養母・子 ⑥実父・継母・子 ⑦実父・内妻・子 ⑧実父・子 ⑨実母・子 ⑩多世代同居
0104		知的能力	子どもの知的能力についてお答えください(児相以外の検査結果でも可)	①知的障害(軽度) ②知的障害(中度) ③知的障害(重度) ④知的障害(最重度) ⑤境界域 ⑥正常域 ⑦検査未実施のため不明
加害者について	0201	児童との関係	加害者と子どもの関係についてお答えください	①実父 ②養父 ③継父 ④内夫 ⑤実母 ⑥養母 ⑦継母 ⑧祖父 ⑨実兄 ⑩実弟 ⑪異父母兄 ⑫異父母弟 ⑬親戚 ⑭その他 ⑮特定できず
			⑭その他の場合(直接記入してください)	( )
	0202	受理時年齢	加害者の年齢についてお答えください	①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代 ⑧不明
	0203	受理時就労状況	加害者の就労状況についてお答えください	①定職 ②不安定(バイト、日雇い、派遣、転職を繰り返す) ③無職 ④学生 ⑤その他 ⑥不明
			⑤その他の場合(直接記入してください)	( )
性被害の有無と他の虐待	0301	性被害・性虐待の有無	調査の結果、性的虐待、性被害の事実がありましたか 「①事実あり」を選択⇒すべての質問にお答えください。 「②事実なし」を選択⇒緑の質問にお答えください。  「②事実なし」と判断した理由*複数選択可(該当するものにブルダウンメニューより"該当"を選択)	①事実あり ②事実なし  ①通告者の撤回 ②子どもの撤回 ③通告者の誤認 ④子どもの誤認 ⑤夫婦間紛争 ⑥その他(以下に理由を記入)
	0302	重複する虐待	重複している虐待についてお答えください *複数選択可(該当するものにブルダウンメニューより"該当"を選択)	①身体的虐待 ②ネグレクト ③心理的虐待 ④不明 ⑤なし

性被害の内容	0401	虐待内容	把握された虐待内容についてお答えください *複数選択可	①性器性交 ②肛門性交 ③オーラルセックス（口腔性交） ④身体接触（胸や尻などを触る、キス） ⑤ビデオ・写真の被写体とする ⑥着替えや入浴をのぞく ⑦性行為をみせる ⑧性的なビデオ・本等を見せる ⑨きょうだいの性的虐待を受けた ⑩その他 ⑪不明
			⑩その他の場合（直接記入してください）	（ ）
	0402	支配的発言の有無	支配的発言（秘密の強要・おどし・小遣いを渡して従わせる）はありましたか	①あり ②なし ③不明
			「①あり」の場合⇒内容を直接記入してください	（ ）
	0403	虐待を受け始めた年齢	性的虐待・性被害を受け始めた年齢は何歳ですか（直接入力してください）	歳
	0404	虐待を受けた期間	虐待を受けた期間についてお答えください	①1年未満 ②1～2年未満 ③2～3年未満 ④3～4年未満 ⑤4～5年未満 ⑥5年以上 ⑦不明
	0405	頻度	性被害の頻度はどれくらいですか	①1回のみ ②複数回 ③不明
発見～通告まで	0501	発見の経緯	発見の経緯は何ですか	①子どもの告白 ②家族が目撃 ③家族が疑う ④きょうだいの性的虐待発覚 ⑤その他 ⑥不明
			⑤その他の場合（直接記入してください）	（ ）
	0502	相談経路	相談の経路	①都道府県等 ②市町村 ③保育所 ④幼稚園 ⑤児童福祉施設 ⑥児童家庭支援センター ⑦警察 ⑧家庭裁判所 ⑨医療機関 ⑩学校 ⑪教育委員会等 ⑫児童委員 ⑬里親 ⑭近隣知人 ⑮児童本人 ⑯家族（父親） ⑰家族（母親） ⑱家族（その他） ⑲親戚 ⑳その他
			㉑その他の場合（直接記入してください）	（ ）
	0503	最初の開示相手	児相に通告されるきっかけとなった、子どもの最初の告白相手は誰ですか	①学校（担任教諭） ②学校（養護教諭） ③学校（SC） ④学校（その他） ⑤保育園 ⑥実母 ⑦実父 ⑧親族 ⑨警察 ⑩友人 ⑪その他 ⑫不明 ⑬なし
			⑬その他の場合（直接記入してください）	（ ）
	0504	通告につながらなかった開示相手	通告につながらなかった過去の告白相手は誰ですか *複数選択可	①学校（担任教諭） ②学校（養護教諭） ③学校（SC） ④学校（その他） ⑤保育園 ⑥実母 ⑦実父 ⑧親族 ⑨警察 ⑩友人 ⑪その他 ⑫不明 ⑬なし
			⑬その他の場合（直接記入してください）	（ ）
	0505	関係機関の疑い	児相が調査した関係機関が有していた、性的虐待を疑わせる情報は何か *複数選択可	①子どもの告白 ②子どもの気になる発言 ③年齢不相当の子どもの性的言動 ④虐待者の告白 ⑤虐待者の気になる発言 ⑥非虐待保護者の告白 ⑦非虐待保護者の気になる発言 ⑧家庭環境が心配 ⑨特になし ⑩関与なし
	0506	発見から通告までの期間	通告者が発見してから通告あるいは受理まではどのくらいですか	①当日 ②2日～1週間以内 ③8日～2週間以内 ④2週間～1ヶ月以内 ⑤1ヶ月～2ヶ月以内 ⑥2ヶ月～半年以内 ⑦半年以上 ⑧不明

児相の対応 ①一時保護	0601	児相の関与	児相から親子への直接関与(実際に会う)はありましたか	①親のみ ②子のみ ③親子 ④なし ⑤不明
	0602	一時保護の有無	一時保護の有無についてお答えください	①同意による一時保護②職権による一時保護③なし
	0603	一時保護期間	一時保護の期間についてお答えください(一時保護したときのみ回答)(複数回行っている場合は合計期間)	①1ヶ月未満 ②1ヶ月～2ヶ月未満 ③2ヶ月～3ヶ月未満 ④3ヶ月～4ヶ月未満 ⑤4ヶ月～5ヶ月未満 ⑥5ヶ月～6ヶ月未満 ⑦7ヶ月以上
	0604	一時保護への同意(保護者)	保護者は一時保護に同意していますか(一時保護したときのみ回答)	①同意している ②同意していない ③不明
	0605	一時保護への同意(子ども)	子どもは一時保護に同意していますか(一時保護したときのみ回答)	①同意している ②同意していない ③不明
	0606	一時保護所での子どもの様子	一時保護所での様子(一時保護したときのみ回答)*複数選択可  ⑧その他の場合(直接記入してください)	①帰りたいと訴える ②部屋に引きこもる ③攻撃的 ④対人関係が過度に近い ⑤相手を選ばず被害を開示 ⑥不安 ⑦落ち着いている ⑧その他 ( )
児相の対応 ②被害確認面接 と司法関係者の 関与	0701	被害確認面接の有無	被害確認面接の有無についてお答えください	①三機関協同面接 ②二機関協同面接 ③虐待対策支援課による面接 ④各所による司法面接プロトコルによる面接 ⑤各所による司法面接以外の面接 ⑥なし
	0702	面接者について	面接者についてお答えください(被害確認面接を実施したときのみ回答)	①検事 ②警察 ③虐待対策支援課 ④各所職員
	0703	開示の有無	被害確認面接での開示の有無についてお答えください(被害確認面接を実施したときのみ回答) ③その他の場合(直接記入してください)	①あり②なし③その他 ( )
	0704	弁護士を選定	子どもに被害者代理人(弁護士)はついていましたか ③その他の場合(直接記入してください)	①あり②なし③その他 ( )
児相の対応 ③医療受診	0801	系統的全身診察の有無	系統的全身診察の実施についてお答えください  ③その他の場合(直接記入してください)	①医療サポート事業(系統的全身診察)の利用 ②虐待対策支援課非常勤医師による系統的全身診察 ③その他 ④なし ( )
	0802	受診科	子どもの医療受診の状況についてお答えください*複数選択可  ④その他の場合(直接記入してください)	①小児科 ②精神科(心療内科等を含む) ③婦人科 ④その他 ⑤なし ⑥不明 ( )
児相の対応 ④虐待者・非虐待保護者とのやりとり	0901	虐待者の事実認否	虐待者が事実をどう受け止めていると思いますか  ⑥その他の場合(直接記入してください)	①すべて認める ②一部認める ③否認 ④新たな事実告白 ⑤不明 ⑥その他 ⑦事実確認をせず ( )
	0902	虐待者の態度	虐待者の態度・気持ちについてあてはまるものを教えてください*複数選択可  ⑬その他の場合(直接記入してください)	①反省 ②罪の意識 ③後悔 ④子へ謝罪希望 ⑤正当化 ⑥過小に評価する ⑦子を責める ⑧児相を責める ⑨抑うつ ⑩怒り ⑪恥かしい ⑫不明 ⑬その他 ( )
	0903	非虐待保護者の事実認否	非虐待保護者が虐待事実をどう受け止めているかについてあてはまるものを教えてください*複数選択可  ⑩その他の場合(直接記入してください)	①すべて信じる ②一部信じる ③信じない ④すべて知っていた ⑤一部知っていた ⑥全く知らなかった ⑦目撃した ⑧疑いを持った ⑨不明 ⑩その他 ⑪事実確認せず ( )
	0904	非虐待保護者の態度	非虐待保護者の態度・気持ちについてあてはまるものを教えてください*複数選択可  ⑬その他の場合(直接記入してください)	①反省 ②罪の意識 ③後悔 ④子へ謝罪希望 ⑤正当化 ⑥過小に評価する ⑦子を責める ⑧児相を責める ⑨抑うつ ⑩怒り ⑪恥かしい ⑫不明 ⑬その他 ( )
	0905	虐待者-非虐待保護者の関係	虐待者・非虐待保護者の関係について教えてください*複数選択可  ⑥その他の場合(直接記入してください)	①良好 ②虐待者への依存 ③不和 ④DV ⑤離婚・別居 ⑥その他 ⑦不明 ( )

児相の対応 ⑤概要	1001	支援期間	受理～終結までの期間についてお答えください(継続ケースは受理～令和4年〇月まで)	①半年未満 ②半年～1年未満 ③1年～1年半未満 ④1年半～2年未満 ⑤2年～2年半未満 ⑥2年半～3年未満 ⑦3年～3年半未満 ⑧3年以上
	1002	支援状況(継続中・終結)	支援状況についてお答えください	①継続中②終結
	1003	支援内容	児相による支援内容についてお答えください *複数選択可	①調査継続 ②助言指導 ③児童福祉司指導 ④継続指導 ⑤同意による措置委託(養護施設) ⑥同意による措置委託(知的障害児施設) ⑦同意による措置委託(児童心理治療施設) ⑧同意による措置委託(児童自立支援施設) ⑨同意による措置委託(里親) ⑩児童福祉法第28条による措置委託(養護施設) ⑪児童福祉法第28条による措置委託(知的障害児施設) ⑫児童福祉法第28条による措置委託(心理治療施設) ⑬児童福祉法第28条による措置委託(児童自立支援施設) ⑭児童福祉法第28条による措置委託(里親) ⑮その他 ⑯その他の場合(直接記入してください) ( )
児相の対応 ⑥終結時	1101	分離の有無と状況	加害者と分離の有無とその時の、具体的状況を教えてください*複数選択可	①分離せず ②子どもの施設措置・利用 ③虐待者・非虐待保護者の別居、離婚 ④虐待者逮捕、受刑 ⑤子どもの入院 ⑥受理時にすでに分離 ⑦親族が子を引き取る ⑧その他 ⑨その他の場合(直接記入してください) ( )
	1102	分離できなかった理由	(1101で①と回答した場合のみ回答)加害者と分離できなかったのはどのような理由からですか *複数選択可	①親子への直接関与ができていない ②児相として分離までは必要と判断していない ③加害者の拒否 ④非虐待保護者の拒否 ⑤子どもの拒否 ⑥その他 ⑦不明 ⑧その他の場合(直接記入してください) ( )
	1103	終結理由	終結の理由は何ですか *複数選択可	①虐待者との分離 ②再発防止指導による安全確保 ③市町村で見守り ④医療機関で子どもを治療 ⑤子どもの相談ニーズの消失 ⑥非虐待保護者の相談ニーズ消失 ⑦ケース移管 ⑧未終結 ⑨その他 ⑩不明 ⑪その他の場合(直接記入してください) ( )
	1104	終結時の他機関連携	(終結した場合のみ回答)終結時の他機関との連携についてお答えください *複数選択可	①子どもに機関を紹介 ②保護者等に機関を紹介 ③他機関に見守りを依頼 ④その他 ⑤①～③の場合、連携した機関名を記入してください ⑥その他の場合 ( )
子どもの症状	1201	関与前の症状	児相が関与する前に把握されていた子どもの症状はありますか*複数選択可	①なし ②情緒的問題(PTSD様症状、うつ状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等) ③身体症状(頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等) ④退行(指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度のスキンシップ等) ⑤性的問題(性的言動、自慰行為、異性への過度の関心等) ⑥触法行為 ⑦性非行 ⑧不登校、登校渋り ⑨ひきこもり ⑩パニック、暴力、興奮 ⑪不眠 ⑫家出、無断外出 ⑬その他 ⑭その他の場合(直接記入してください) ( )
	1202	保護中の症状	(一時保護があった場合のみ回答)一時保護中の子どもの具体的な症状はありましたか *複数選択可	①なし ②情緒的問題(PTSD様症状、鬱状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等) ③身体症状(頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等) ④退行(指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度のスキンシップ) ⑤性的問題(性的言動、自慰行為、異性への過度の関心等) ⑥触法行為 ⑦性非行 ⑧不登校、登校渋り ⑨ひきこもり ⑩パニック、暴力、興奮 ⑪不眠 ⑫家出、無断外出 ⑬その他 ⑭その他の場合(直接記入してください) ( )
	1203	直近の症状	閉止または、あなたが知り得る直近の子どもの具体的な症状を教えてください *複数選択可	①なし ②情緒的問題(PTSD様症状、鬱状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等) ③身体症状(頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等) ④退行(指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度のスキンシップ) ⑤性的問題(性的言動、自慰行為、異性への過度の関心等) ⑥触法行為 ⑦性非行 ⑧不登校、登校渋り ⑨ひきこもり ⑩パニック、暴力、興奮 ⑪不眠 ⑫家出、無断外出 ⑬その他 ⑭その他の場合(直接記入してください) ( )
	1204	症状の変化	介入時と終結時(終結していないときは直近)の子どもの症状や不適応状況の変化について教えてください	①変化なし ②どちらかといえば改善 ③どちらかといえば増悪 ④不明

資料2：第一部「実態調査」最終項目一覧(●で示した項目)

分類	番号	採用	項目
0 プロフィール	0001		ケース番号
	0002		担当者1氏名
	0003		子どもの氏名
	0004	●	性別
	0005		生年月日
	0006		年齢(現在)
	0007		受理日
	0008		閉止日
	0009		関わった時の児相
1 児童について	0101	●	受理時年齢
	0102	●	受理時就学状況
	0103	●	家族構成
	0104	●	知的能力
2 加害者について	0201	●	児童との関係
	0202	●	受理時年齢
	0203	●	受理時就労状況
3 性被害の有無と他の虐待	0301	●	性被害・性虐待の有無
	0302	●	重複する虐待
4 性被害の内容	0401	●	虐待内容
	0402		支配的発言の有無
	0403		虐待を受け始めた年齢
	0404		虐待を受けた期間
	0405		頻度
5 発見～通告まで	0501	●	発見の経緯
	0502	●	相談経路
	0503	●	最初の開示相手
	0504		通告につながらなかった開示相手
	0505		関係機関の疑い
	0506		発見から通告までの期間
6 児相の対応 ①一時保護	0601	●	児相の関与
	0602	●	一時保護の有無
	0603	●	一時保護期間
	0604		一時保護への同意(保護者)
	0605		一時保護への同意(子ども)
	0606		一時保護所での子供の様子
7 児相の対応 ②被害確認面接と司法関係者の関与	0701	●	被害確認面接の有無
	0702	●	面接官について
	0703		開示の有無
	0704	●	弁護士を選定
8 児相の対応 ③医療受診	0801	●	系統的全身診察の有無
	0802		受診科
9 児相の対応 ④虐待者・非虐待保護者とのやりとり	0901		虐待者の事実認否
	0902		虐待者の態度
	0903		非虐待保護者の事実認否
	0904		非虐待保護者の態度
	0905		虐待者-非虐待保護者の関係
10 児相の対応 ⑤概要	1001	●	支援期間
	1002	●	支援状況(継続中・終結)
	1003	●	支援内容
11 児相の対応 ⑥終結時	1101	●	分離の有無と状況
	1102		分離できなかった理由
	1103	●	終結理由
	1104		終結時の他機関連携
12 子どもの症状	1201		関与前の症状
	1202		保護中の症状
	1203		直近の症状
	1404		症状の変化

## 令和4年度（第5回）性的虐待調査 系統的全身診察に関する質問票

担当ケース名

( )

\*系統的全身診察を実施した当時の担当者がお答えください

当時の担当児童福祉司氏名 ( )  
 当時の担当児童福祉司の性別 ( 男 ・ 女 )  
 担当し始めた際の児相経験年数（トータルで） ( ) 年

## 【系統的全身診察について】

O101 系統的全身診察の実施を決めた理由は何ですか（複数選択可）

- ①本人の希望  
 ②保護者の希望  
 ③被害の重篤度  
 ④診察効果に関する知識（ボディイメージの回復など）  
 ⑤感染症検査の必要性  
 ⑥上司に言われたからあるいは会議で決まったから  
 ⑦その他 ( )  
 ⑧不明・覚えていない

O102 本児に系統的全身診察の説明をしたのは誰ですか

- ①担当児童福祉司  
 ②保健師  
 ③その他の児童福祉司  
 ④その他 ( )  
 ⑤不明・覚えていない

O103 説明した職員の性別をお答え下さい

男性・女性

O104 系統的全身診察実施時に、本ケースに関わっていた職員をお答えください（複数選択可）

- ①担当児童福祉司  
 ②担当児童心理司  
 ③保健師  
 ④養護課職員  
 ⑤担当以外の児童福祉司  
 ⑥その他 ( )  
 ⑦不明・覚えていない

O105 系統的全身診察直後の本人の様子を教えてください

\*不明な場合は○をして下さい→ ( )

非常に どちらかといえば 変化なし どちらかといえば 非常に  
 安定← 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 →不安定

O106 系統的全身診察の実施して良かったことは何ですか（複数選択可）

- ①ボディイメージの回復につながった  
 ②子どもの安心感につながった  
 ③保護者の安心感につながった  
 ④新たな被害を把握できた  
 ⑤その他 ( )  
 ⑥特になし・分からない

O107 系統的全身診察の実施にあたって困ったことは何ですか（複数選択可）

- ①実施が良いことなのかどうか分からなかった  
 ②実施のタイミングが分からなかった  
 ③手続きが分からなかった  
 ④依頼書を作成するのが大変だった  
 ⑤予約が思うように取れなかった  
 ⑥当日の付き添い職員などの手配  
 ⑦本人への説明の仕方が分からなかった  
 ⑧捜査機関の要望への対応  
 ⑨その他 ( )  
 ⑩特になし・分からない

## 【ケース支援全体について】

弁護士の選定

O201 子どもに被害者代理人（弁護士）はついていましたか

- ①あり  
 ②なし  
 ③不明・おぼえていない  
 ④その他 ( )

O202 【O201で①の場合、お答え下さい】被害者代理人が付いたタイミングについてお答えください

- ①被害確認面接前  
 ②被害確認面接後  
 ③事件化後  
 ④不明・おぼえていない



支援期間	0301	<p>受理～終結までの期間についてお答えください（継続ケースは受理～令和4年8月末まで）</p> <p>*不明な場合は○をして下さい→（ ）</p>	<p>①半年未満 ②半年～1年未満 ③1年～1年半未満 ④1年半～2年未満 ⑤2年～2年半未満 ⑥2年半～3年未満 ⑦3年～3年半未満 ⑧3年以上</p>
支援状況（継続中・終結）	0302	<p>現在の支援状況についてお答えください</p> <p>*不明な場合は○をして下さい→（ ）</p>	<p>①継続中②終結</p>
支援内容	0303	<p>児相による支援内容についてお答えください（例）施設措置としたが再統合を経て家庭引き取りになったケースは、⑤→③と記入</p> <p>*不明な場合は○をして下さい→（ ）</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>①調査継続 ②助言指導 ③児童福祉司指導 ④継続指導 ⑤同意による措置委託（養護施設） ⑥同意による措置委託（知的障害児施設） ⑦同意による措置委託（児童心理治療施設） ⑧同意による措置委託（児童自立支援施設） ⑨同意による措置委託（里親） ⑩児童福祉法第28条による措置委託（養護施設） ⑪児童福祉法第28条による措置委託（知的障害児施設） ⑫児童福祉法第28条による措置委託（心理治療施設） ⑬児童福祉法第28条による措置委託（児童自立支援施設） ⑭児童福祉法第28条による措置委託（里親） ⑮その他（ ）</p>
分離の有無と状況	0304	<p>加害者との分離の状況を教えてください（複数選択可）</p> <p>*不明な場合は○をして下さい→（ ）</p>	<p>①分離せず ②子どもの施設措置・利用 ③虐待者・非虐待保護者の別居、離婚 ④虐待者逮捕、受刑 ⑤子どもの入院 ⑥受理時にすでに分離 ⑦親族が子を引き取る ⑧一旦分離したが戻ってしまった ⑨その他（ ）</p>
分離できなかった理由	0305	<p>【0304で①の場合のみ回答】 加害者と分離できなかったのはどのような理由からですか（複数選択可） *不明な場合は○をして下さい→（ ）</p>	<p>①親子への直接関与ができていない ②児相として分離までは必要と判断していない ③加害者の拒否 ④非虐待保護者の拒否 ⑤子どもの拒否 ⑥その他（ ） ⑦不明</p>
終結理由	0306	<p>【終結した場合のみ回答】 終結の理由は何ですか（複数選択可） *不明な場合は○をして下さい→（ ）</p>	<p>①虐待者との分離 ②再発防止指導による安全確保 ③市町村で見守り ④医療機関で子どもを治療 ⑤子どもの相談ニーズの消失 ⑥非虐待保護者の相談ニーズ消失 ⑦ケース移管 ⑧その他（ ） ⑨不明</p>
終結時の他機関連携	0307	<p>【終結した場合のみ回答】終結時の他機関との連携についてお答えください（複数選択可）</p> <p>①～③の場合、連携した機関名を記入してください</p>	<p>①子どもに機関を紹介 ②保護者等に機関を紹介 ③他機関に見守りを依頼 ④その他（ ）</p> <p>（ ）</p>

関与前の症状	0308 児相が関与する前に把握されていた子どもの症状はありますか（複数選択可）	*不明な場合は○をして下さい→（ ）	①なし ②情緒的問題(PTSD様症状、うつ状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等) ③身体症状(頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等) ④退行(指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度のスキンシップ等) ⑤性的問題(性的言動、自慰行為、異性への過度の関心等) ⑥触法行為 ⑦性非行 ⑧不登校、登校渋り ⑨ひきこもり ⑩パニック、暴力、興奮 ⑪不眠 ⑫家出、無断外出 ⑬その他（ ）
関与後の症状	0309 児相が関与した後に顕在化した子どもの具体的な症状はありましたか（複数選択可）	*不明な場合は○をして下さい→（ ）	①なし ②情緒的問題(PTSD様症状、鬱状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等) ③身体症状(頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等) ④退行(指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度のスキンシップ等) ⑤性的問題(性的言動、自慰行為、異性への過度の関心等) ⑥触法行為 ⑦性非行 ⑧不登校、登校渋り ⑨ひきこもり ⑩パニック、暴力、興奮 ⑪不眠 ⑫家出、無断外出 ⑬その他
直近の症状	0310 閉止時または、あなたが知り得る直近の子どもの具体的な症状を教えてください（複数選択可）	*不明な場合は○をして下さい→（ ）	①なし ②情緒的問題(PTSD様症状、鬱状態、解離様症状、気分変動の激しさ、不安、罪悪感の強まり等) ③身体症状(頭痛、腹痛、夜尿、摂食の異常等) ④退行(指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度のスキンシップ等) ⑤性的問題(性的言動、自慰行為、異性への過度の関心等) ⑥触法行為 ⑦性非行 ⑧不登校、登校渋り ⑨ひきこもり ⑩パニック、暴力、興奮 ⑪不眠 ⑫家出、無断外出 ⑬その他（ ）
症状の変化	0311 介入時と終結時（終結していないときは直近）の子どもの症状や不適應状況の変化について教えてください	*不明な場合は○をして下さい→（ ）	①変化なし ②どちらかといえば改善 ③どちらかといえば増悪

【担当者として】

0411 ①主担当職員として最も困難を感じたことを教えてください

0412 ②主担当職員としてこんな助けがあったら良かったと思うことを教えてください

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。